

# 洞爺湖町議会令和5年3月会議

## 議事日程(第1号)

令和5年3月6日(月曜日)午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 諸般の報告について  
日程第 3 行政報告について  
日程第 4 報告第6号 経済常任委員会所管事務調査報告について  
日程第 5 令和5年度 町政執行方針について  
令和5年度 教育行政執行方針について  
日程第 6 一般質問について

---

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第6まで議事日程に同じ

---

### 出席議員(11名)

1番	越前谷 邦夫 君	2番	大久保 富士子 君
3番	篠原 功 君	4番	大屋 治 君
5番	立野 広志 君	6番	五十嵐 篤雄 君
7番	千葉 薫 君	8番	今野 幸子 君
10番	石川 邦子 君	11番	板垣 正人 君
12番	大西 智 君		

---

### 欠席議員(0名)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	下道 英明 君	副町長	武川 正人 君
総務部長	高橋 秀明 君	経済部長	若木 渉 君
洞爺総合支所長	佐野 大次 君	総務課長	野呂 圭一 君

企画防災課長	佐々木	勉	君	税務財政課長	藤岡	孝弘	君
住民課長	後藤	和郎	君	健康福祉課長	高橋	憲史	君
健康福祉センター長	末永	弘幸	君	観光振興課長	田仁	孝志	君
産業振興課長兼新型コロナウイルス特別対策室長	原	信也	君	環境課長	仙波	貴樹	君
上下水道課長	篠原	哲也	君	庶務課長	兼村	憲三	君
農業振興課長	片岸	昭弘	君	洞爺湖温泉支所長	金子	信之	君
会計管理者	金子	真優美	君	教育長	渋川	賢一	君
管理課長	高橋	謙介	君	社会教育課参事	角田	隆志	君
社会教育課長	原	美夏	君	代表監査員委	山口	芳行	君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤	久志	書記	阿部	はるか
庶務係	木村	暁美			

---

◎開議の宣告

- 議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。  
ただいまから、洞爺湖町議会令和5年3月会議を開会します。  
現在の出席議員は、11名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、3番、篠原議員、4番、大屋議員を指名いたします。
- 

◎諸般の報告について

- 議長（大西 智君） 日程第2、諸般の報告を行います。  
諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、これでご了承願います。  
ここで、議会運営委員会の所管事務調査の報告を願います。  
五十嵐委員長。
- 議会運営委員会委員長（五十嵐篤雄君） おはようございます。  
読み上げて報告とさせていただきます。  
所管事務調査報告書。  
令和5年3月6日、洞爺湖町議会議長、大西智様。  
議会運営委員会委員長、五十嵐篤雄。  
本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。  
記。
- 1、調査事項、洞爺湖町議会令和5年3月会議の運営について。
  - 2、調査日、令和5年2月27日、月曜日。
  - 3、出席委員、私外大久保副委員長、越前谷委員、立野委員、千葉委員。
  - 4、委員外として、大西議長、板垣副議長にも出席をいただきました。
  - 5、説明員、下道町長、武川副町長。
  - 6、結果。
- 洞爺湖町議会の会期等に関する条例第2条第1項に基づく洞爺湖町議会令和5年3月会議について、本委員会を開催し、議会運営のための所要の協議を行い、その結果は次のとおりであります。  
会議期間について、3月6日から3月13日まで。

審議日程については、裏面に記載されておりますので、後でご覧いただきたいと思いますが、本会議。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組として、次のことを決定しました。

議場内では、議員、職員の全員がマスクを着用することとし、入室前に手の消毒を行うこととする。傍聴者についても、入室前に手の消毒を行っていただくとともに、マスクを着用し、間隔を開けて着席いただくこととする。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で、諸般の報告を終わります。

本会議の会議期間については、本日から13日までといたしますので、議会運営にご協力をお願い申し上げます。

---

#### ◎行政報告について

○議長（大西 智君） 日程第3、行政報告を行います。

町長並びに教育長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

初めに、町長の行政報告を許します。

下道町長。

○町長（下道英明君） 洞爺湖町議会令和5年3月会議。

町長、行政報告を読み上げさせていただきます。1ページ目をご参照ください。

1、寄附について。

前会議から本会議までの間、次の方々より寄附の申出があり、ご厚志に沿うようありがたく受納いたしました。

(1) 金員の寄附（ふるさと納税寄附金として）、個人（匿名含む）348件（累計8,725件）。総額626万9,000円（累計1億7,063万4,000円）でございます。

(2) 金員の寄附（企業版ふるさと納税寄附金として）、室蘭市入江町1番19号、株式会社栗林商会、代表取締役社長、栗林和徳氏でございます。金額は100万円でございます。累計3件（匿名含む）1,650万円でございます。

2、新型コロナウイルス感染症対策について。

新型コロナウイルスの感染が国内で初めて確認されてから3年が経過しました。新型コロナウイルスは、変異や拡大を繰り返しながら猛威を振るい、私たちの暮らしや社会経済活動に大きな影響を与えてきました。

これまで感染防止対策として有効とされたマスクの着用について、3月13日より重症化リスクの高い人に配慮しながら、着用は個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねられることとなりました。

新型コロナウイルス感染症オミクロン株対応2価ワクチンの接種につきましては、2月末現在で4,653人、64.8%の方々が接種を完了しております。

5月8日には新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ変更され、社会経済活動が正常に

向けた節目を迎えますが、今後も国や北海道、医療期間と連携し、新型コロナワクチンの接種について適切に対応するとともに、町民の皆様があらゆる場面で日常生活を取り戻すことができるよう努めてまいりますので、議員各位におかれましても、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

3、G7ゼロカーボンミーティング in 洞爺湖の開催について。

G7ゼロカーボンミーティング in 洞爺湖が、G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合実行委員会主催、北海道・札幌市・洞爺湖町等の後援により、2月25日に洞爺湖万世閣ホテルレイクサイドテラスで開催されました。

4月15日から16日に開催予定のG7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合に向けてのシンポジウムで、ゼロカーボン・環境保全に係る取組を通じて持続可能な地域づくりの促進を目的としています。

約300名が出席したシンポジウムでは、元環境大臣の丸川珠代参議院議員による基調講演とピータータクソー・エンセン駐日デンマーク王国特命全権大使による特別講演が行われました。また、特別講演後に行われたパネルディスカッションには、同大使のほか、資源エネルギー庁省エネ・新エネ部長の井上博雄氏、北海道電力株式会社代表取締役社長の藤井裕氏、株式会社パワーエックス代表執行役社長の伊藤正裕氏、札幌市長の秋元克広氏らがパネリストとなり、北海道環境生活部ゼロカーボン推進監である今井太志氏がコーディネーターを務め、2050年までのカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けての討論が行われました。

4、各種事務事業の取組状況について。

前会議から本会議までの各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告いたします。

なお、朗読は省略いたします。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、教育長の行政報告を許します。

渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） 教育委員会の行政報告を申し上げます。

一つ目は、寄附についてであります。

このたび、次の方々より寄附の申出があり、ご厚志に沿うようありがたく受納いたしました。

(1) 食材の寄附、伊達市鹿島町20番地1、噴火湾胆振海区漁業振興推進協議会会長、伊達市長、菊谷秀吉氏より、ホタテ貝264キログラム。

(2) 図書の寄附（町内小中学校へ）、洞爺湖ロータリークラブ会長、伊藤善廣氏より、図書116冊（虻田小学校32冊、洞爺湖温泉小学校13冊、とうや小学校21冊、虻田中学校20冊、洞爺中学校30冊）。

(3) 図書の寄附（町内小学校及び保育所並びに子育て支援センターへ）、えんプロジェクト代表、小林裕司氏より、絵本8冊。

(4) 文房具の寄附(町内小学校新1年生へ)、洞爺湖町商工会女性部部長、横山節子氏より、水性ペン(8色入り)63セット。

二つ目は、学校給食センター統合後における給食提供についてであります。

昨年より、学校給食センター統合後にどのような給食を提供していくか、学校関係者や保護者などで構成する洞爺湖町学校給食センター給食検討懇談会にて協議を進めてまいりましたが、本年2月21日に、同懇談会委員長より「学校給食センター統合後において引き継ぐべき給食提供について」との報告書が提出されました。

報告書には、引き継いでいってほしい給食内容や、その実現に向けた取組の推進、さらには進捗状況についても、学校給食センター運営委員会を通じて情報提供していくことを求める内容となっております。

教育委員会としましては、この報告書の内容を尊重し、よりよい給食提供を目指し、学校や地域、関係機関と連携し、進めていくこととしております。

なお、委員各位におかれましては、3回にわたり様々な角度から適切なお意見をいただいたことに、改めて感謝申し上げますとともに、議員各位におかれましても、ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

三つ目は、地域別教育懇談会(追加)の開催についてであります。

去る2月20日から22日までと24日の4日間、町内小中学校を会場に、子どもの未来を考える日と称した地域別教育懇談会を開催し、今後の教育行政を展開していく上での住民の率直な意見を伺ったところでございます。

懇談会では、「洞爺湖町の子どもたちの姿と新しい教育の動き」、「洞爺湖町の教育施設の現状と課題」をテーマについて懇談を行い、会場参加者16名とYouTubeでの視聴者56名の参加がございました。

今後につきましては、懇談会で出された意見やアンケート結果を踏まえ、どのように教育行政の方向性を定めていくか、地域や保護者とも相談しながら協議検討し、進めていきたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

四つ目は、各種事務事業の取組状況についてであります。

前会議から本会議までの各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告いたします。

なお、朗読については省略させていただきます。

以上でございます。

○議長(大西 智君) 以上で行政報告を終わります。

---

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長(大西 智君) 日程第4、報告第6号経済常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

経済常任委員会から報告の申出があります。

本件は、申出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、経済常任委員会の所管事務調査報告を受けることに決定いたしました。

経済常任委員長の発言を許します。

篠原委員長。

○経済常任委員会委員長（篠原 功君） 読み上げて報告といたします。

所管事務調査報告書。

令和5年3月6日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

経済常任委員会委員長、篠原功。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

所管事務調査その1。

1、調査事項、洞爺湖町商工会の現況と課題について。

2、調査日、令和5年2月1日（水）。

3、出席委員、私、大屋副委員長、立野委員、石川委員、板垣委員であります。

4、説明員等については、洞爺湖町商工会 鈴木会長、傳副会長、山戸副会長であります。

また、八反田事務局長、茶畑経営指導員、加藤経営指導員も参加されております。産業課からは原産業振興課長、田所主幹が参加しております。

5、調査結果。

会員数は、令和5年1月現在で312名、前年度調査時から2名増となっている。令和4年末までの会員加入者8名、脱会者10名となっている。会員の確保に組織全体で取り組んでおり、脱会者については高齢化によるものである。令和4年度の予算については、総額7,366万円で、町からの補助金が2,982万円となっている。主な事業の取組状況などについては、以下のとおりである。

令和4年度においても、コロナ禍による地域経済への影響が非常に大きく、大変厳しい状況が続いており、地域経済の活性化促進の取組として、あつもり商品券発行事業、生活支援商品券給付事業、元気湧く湧く商品券給付事業、飲食店応援券販売事業などを実施している。いまだ収束が見通せない状況にあり、今後も引き続き対策支援が必要である。

また、新規事業所の開設支援、サテライトオフィスの誘致、ゼロカーボンに対応した住宅リフォーム・住環境整備事業の拡充など、時代に即した取組も必要となっていることから、町の積極的な支援助成が不可欠となっている。

次に、所管事務調査その2であります。

1、調査事項、いぶり噴火湾漁業協同組合の現況と課題について。

2、調査日、令和5年2月1日（水）。

3、出席委員、篠原（私）、大屋副委員長、立野委員、石川委員、板垣委員。

4、説明員等、いぶり噴火湾漁業協同組合 福島副組合長、阿部理事、内海理事、瀬野尾監事、合田専務理事、川村参事、大塚次長。産業振興課、原課長、田所主幹。

5、調査結果。

令和4年3月末の組合員数は43名、漁協全体では222名で、ホタテ養殖経営体が26世帯あります。全体では116世帯となっている。

令和3年度の水揚量は、全体で3,661トン、11億2,487万円、組合全体では1万945トン、31億3,346万円であり、前年度の水揚量より増加したが、依然として漁業者全体は厳しい経営が続いている。

ホタテ養殖においては、へい死が続いていたが、その対策として漁業者が協力し合い、活力をつけたホタテ貝づくりを目指した種々の取組を行っている。令和3年度の水揚げ量は、水揚げ量が若干回復傾向にあり、結果につながっていると感じているが、今後も調査研究をしながら、へい死率の減少を目指すとされている。

近年は、漁業者の高齢化や経営の厳しさから漁業者の減少が進み、労働力不足から年々外国人労働者への依存度が高くなっているが、雇用に係る住宅の確保など様々な課題が発生している。また、漁業者の減少に伴い、共有で使用している設備に対する負担が大きくなっており、それらの課題解決に向けた町の積極的な支援が必要となっている。

物価高騰などにより、さらに厳しい経営状況下にあることから、今後も漁業者への経営支援対策に向け、町が主体となり定期的な協議や情報交換を行うとともに、国や北海道に対し、支援助成を求めていくことも重要となっている。

次に、所管事務調査その3であります。

1、調査事項、洞爺湖温泉観光協会の現況と課題について。

2、調査日、令和5年2月8日（水）であります。

3、出席委員、私、大屋副委員長、立野委員、石川委員、板垣委員であります。

4、説明員等については、洞爺湖温泉観光協会 大西会長、越後副会長、藤川事務局長。観光振興課 田仁課長であります。

5、調査結果。

洞爺湖温泉の宿泊数は、令和3年度が23万9,000人、令和4年度は12月末現在で33万1,000人と回復傾向にあるが、依然厳しい状況が続いている。

令和4年度においては、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用した取組や、協会が窓口になり実施した国・北海道などの補助金を活用した取組を行い、種々の観光振興支援策を実施している。また、国内外の旅行客受入れ環境整備及び需要回復を図るためのプロモーション事業を実施し、誘客にも努めている。

イベント事業では、ロングラン花火大会も計画どおり4月から10月まで実施、6月に開催されたTOYAKOマンガ・アニメフェスタへは多くの方が来場された。

令和5年度においては、アフターコロナに向けた独自事業を予定しており、観光産業回復

に向け積極的に取り組み、地域経済の活性化を図っていききたいとしている。

現在、洞爺湖温泉を訪れる観光客は増加し回復傾向にあるが、コロナ前までの水準には至っておらず、物価の高騰や人手不足も深刻化し、観光関連事業者は厳しい経営状況下にある。洞爺湖温泉観光協会においては、観光振興の中核的存在として各種の取組を積極的に推進するとともに、魅力ある観光地づくりに鋭意努めているが、行政における引き続き支援助成が強く求められている。町においては、協会からの要望をしっかりと検討し、適切に対応していただきたい。

以上であります。

- 議長（大西 智君） 報告を受けましたが、確認程度の質疑などは受けたいと思いますが、ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（大西 智君） 以上で、経済常任委員会の所管事務調査報告を終わります。  
ここで休憩といたします。再開を10時40分といたします。

（午前10時26分）

- 
- 議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午前10時40分）

- 議長（大西 智君） 引き続き、会議を進めます。

---

◎令和5年度町政執行方針並びに教育行政執行方針

- 議長（大西 智君） 日程第5、令和5年度町政執行方針並びに教育行政執行方針についてを議題といたします。

まず、令和5年度町政執行方針の説明を求めます。

下道町長。

- 町長（下道英明君） 令和5年度町政執行方針を読み上げさせていただきます。

洞爺湖町議会令和5年3月会議に当たり、町政運営に対する私の所信の一端と令和5年度予算における主要な施策についてご説明申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私が町長に就任した昨年4月から、早1年が過ぎようとしています。この間、新型コロナウイルスの感染拡大から、約3年が経過し、町民や事業所の皆様が頑張っている姿を目の当たりにして、改めて、この町の魅力を高め、住んでいる私たちが「希望を持ち、安心して暮らせるまち洞爺湖町」を目指すことが、町政を担う私の責務であると感じております。

これまでの町政運営にあたっては、議員各位はもとより、多くの町民や各種団体の皆様との懇談などを通じ、将来のまちづくりの指針である「第2期洞爺湖町まちづくり総合計画」を基本とし、選挙公約に掲げたビジョン「子どもから高齢者まで誰もが幸せを感じるまちづくり」の実現に向け、全力で取り組んでまいりました。

当町を取り巻く環境は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある一方、エネルギー・食料価格の高騰など、町民生活や地域経済に大きな影響を及ぼし、さらに厳しさが増しております。

また、予想を上回る速さで進行する人口減少や少子高齢化の課題では、昨年、全国の出生数が80万人を割り込む見通しとされ、社会機能を維持できるかどうかの瀬戸際の状況におかれていると言われております。

当町においても、人口減少の抑制に向けては、依然として厳しい状況が続いておりますが、子ども子育て施策の充実から働く世代の転出を抑制し、さらには定住人口の拡大につなげて持続可能なまちづくりを進めてまいります。

当町は、本年1月、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行なったところでありますが、世界に誇る優れた自然環境を次世代に引き継ぐためにも、さらなるカーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めてまいります。

また、新年度において、都市計画マスタープランなど重要な計画策定と地域公共交通体系の再編に向けて議論をスタートいたします。

町政運営においては、社会保障関係費や公共施設の老朽化対策費等の増加に加えて、急速な物価等の上昇による経費が増加する一方、人口減少などに伴い、今後は地方交付税等の収入の減少により、基金を取り崩す財政運営となることを見込まれます。

また、高度化、複雑化する行政需要を的確に対応できる持続可能な行政組織体制を構築していかなければなりません。

次世代に課題を先送りしないよう、「洞爺湖町行財政改革推進方針2022」に基づき、業務の最適化及びスリム化と組織改編を進め、人口規模に見合った持続可能な行政運営と健全な財政運営に努めてまいります。

それでは、令和5年度予算について申し上げます。

令和5年度の一般会計予算でございますが、経常経費は燃料費高騰による電気料金の値上がりを受け、公共施設の光熱水費が昨年度を大幅に上回る大変厳しい状況となる中、子育て支援対策、ICT教育環境の充実、道路整備や街路灯のLED化など生活基盤のインフラ整備、老朽化した公共施設の長寿命化、第一次産業を中心とした各産業の振興など、総額として前年度比7億3,900万円増の77億900万円としたところでございます。

後年度の財政負担を軽減するため、合併地域振興基金、公共施設等整備基金を活用し、歳入不足については財政調整基金から財源補てんすることといたしました。

歳入は、町税が企業の設備投資の増加、観光客の入り込みが回復傾向にあり、特に外国人旅行者が戻りつつあることなどから増額を見込み、地方交付税は、前年度の交付実績や国の地方財政計画における一般財源総額の伸び率等を勘案し増額を見込んでおります。

町債は、高校生通学費等助成事業、西いぶり広域連合廃棄物処理施設建設事業などにより増額となっております。

歳出では、高校生通学費等助成など各種子育て支援の拡充、中古住宅取得の支援制度の創

設、三豊霊園内にある合葬墓の整備、水産雑物一時堆積場整備補助金などを計上いたしました。

継続事業は、本庁舎屋上防水改修など公共施設の長寿命化、町道整備、西いぶり広域連合の新中間処理施設建設費負担金などを計上しております。

特別会計は、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計で給付費の減、後期高齢者医療特別会計は後期高齢者医療広域連合納付金の増を見込んでおります。

公共下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計は、新年度から企業会計へ移行後の予算を計上しております。

水道事業会計は、料金収入の減少と動力費に係る電気代高騰などで支出が大幅に増加し収支不足が見込まれることから、一般会計からの補助金を計上したところでございます。

各会計の予算総額は、以下のとおりとなっております。

一般会計77億900万円、前年度比10.6%増、国民健康保険特別会計12億3,956万円、前年度比4.0%減、介護保険特別会計11億9,385万円、前年度比0.6%減、後期高齢者医療特別会計1億8,130万円、前年度比5.9%増、水道事業会計、収益的収支2億9,636万円、前年度比14.5%増、資本的収支2億43万円、前年度比15.7%減でございます。簡易水道事業会計、収益的収支8,680万円、前年度比120.9%増でございます。資本的収支6,049万円、前年度比39.8%減でございます。公共下水道事業会計、収益的収支5億8,804万円、前年度比111.2%増でございます。資本的収支6億6,217万円、前年度比67.5%増でございます。

次に、令和5年度予算の主な施策と取組を、まちづくり総合計画の施策体系に基づきご説明申し上げます。

まず、定住を促す住みよい環境のまちづくりであります。

人口減少が進む中、将来人口を見据え、長期的視点に立った町の将来像を明確にし、様々な社会構造変化、自然災害リスクがある中、持続可能で活力あるまちづくりを進めるため、「都市計画マスタープラン」の策定に取り組んでまいります。

道路・交通網の整備については、町民生活の利便性を確保する上で重要な生活道路であることから、安全で安心な道路環境の維持保全に努めるとともに、住みよい環境整備に向け、虻田地区及び洞爺地区の計画的な町道の整備を進めてまいります。洞爺湖温泉大通り線については、整備済み区間との街並みの統一化に向けて道路改良工事を実施するほか、カーボンニュートラルの実現に向けた取組の一環として、街路灯のLED化に取り組みます。

また、安全性や利便性、機能性の向上と国土強靱化につながる国道・道道の整備要望を引き続き行ってまいります。

健全性の低い橋梁については、「洞爺湖町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき修繕工事を行うほか、経年変化による橋梁の健全度合いの把握のため、橋梁点検を継続して実施してまいります。

除排雪対策については、老朽化した除雪ドーザーの更新を図るとともに、直営と民間委託を併用した除排雪体制を維持し、除雪時における除排雪を適切に実施いたします。

地域の足として重要な路線バスやコミュニティ交通については、コロナ禍の影響に伴う利用者の減少や、原油価格の高騰等により各事業者の経営が一層厳しくなっています。「洞爺湖町地域公共交通計画」に基づき、持続可能な移動手段の確保に向け取組を推進してまいります。

消防・防災体制については、今後も引き続き警戒が必要となる有珠山噴火災害や津波災害の備えとして、避難防災訓練の実施や自主防災組織の設立を促進し、自助・共助・公助による連携を図りながら、町民の皆様の防災・減災に対する地域防災力の向上に努めます。また、様々な自然災害に備え、年次計画に基づいた避難所の防災備蓄を進め、町民の安全・安心の確保に努めてまいります。

上水道・簡易水道事業については、令和5年度、入江地区の配水管布設替工事や上水道施設及び簡易水道施設の監視制御設備の更新工事を実施し、施設の適正管理に努めます。

下水道事業については、公有水域の水質及び生活環境の保全を図るため、引き続き下水道施設の適切な管理を行っていくとともに、虻田下水終末処理場及びとうやクリーナップセンター等の改築更新工事を行い、施設の長寿命化に努めてまいります。

なお、公共下水道事業及び簡易水道事業については、令和5年度から企業会計へ移行いたします。水道事業会計と併せて、今後も一層の効率的な管理と収納率の向上に努め、経営の健全化を図ってまいります。

洞爺湖町におけるデジタル化の推進は、児童手当等の子育て関連や介護認定等の申請をオンライン化することにより、住民ニーズに合った行政サービスの提供と利便性の向上を図るとともに、デジタル人材の育成・確保に努めながら、庁内の業務系システム並びに機器等を更新することで、行政事務の効率化・適正化、ペーパーレス化を推進します。

廃棄物処理については、西いぶり広域連合による広域処理体制の下、適正処理に努めるほか、令和6年10月の本格稼働を目指し、新中間処理施設の整備を進めます。

また、さらなるごみの減量化を推進するため、引き続き、ごみの発生抑制や資源の再利用、ごみの分別徹底による再資源化を図り、循環型社会の継続に努めてまいります。

火葬場の利用については、町民が「伊達火葬場」を利用する際の負担軽減と併せ、「伊達火葬場」利用の円滑な移行に努めてまいります。

霊園管理については、今後も適正な維持管理を図るとともに、合葬墓の整備では「洞爺湖町合葬墓整備計画」に基づき、令和6年度当初の供用開始を目指し、建設に着手してまいります。

交通安全対策については、全国的に高齢者の運転による交通死亡事故が多発していることから、交通安全町民運動推進委員会を中心に、各関係団体と連携・協力し、交通安全運動を推進します。また、伊達地区交通安全協会と西胆振1市3町が共同で実施している運転免許証自主返納支援事業を引き続き実施してまいります。

防犯対策については、今後も関係機関・団体と連携し、防犯活動を推進するとともに、「洞爺湖町見守り隊」については、引き続き、隊員の獲得に努めてまいります。

また、訪問や電話での悪質な勧誘、インターネットの普及に伴う通信販売や有料サイトの架空請求、さらには振り込め詐欺などが増加していることから、今後も各関係機関との連携を図り、消費者被害の未然防止に努めてまいります。

近年、気候変動を背景とする異常気象により、平均気温の上昇や大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響が確認されており、今後、豪雨や猛暑のリスクがさらに高まることが予想されています。町民一人一人が今まで以上に地球環境に強い危機感を持ち、カーボンニュートラルの実現に向け、町民・事業者・行政が一体となって取組を進める体制を構築してまいります。

景観の保全と緑化の推進に向けては、町ぐるみの花いっぱい運動を展開し、花と緑あふれる環境の充実を図る取組を進めます。

住宅環境については、「洞爺湖町営住宅等長寿命化計画」に基づき、経年劣化した町営住宅の改修工事を実施するほか、適切な維持管理に努めてまいります。

移住・定住については、チャレンジショップ支援事業・空き家バンクを活用した住宅情報や町内企業の求人情報の周知に加え、新たに中古住宅取得支援事業を行い、空き家の利活用を進めるとともに、移住希望者・起業希望者に対し、定住を見据えたサポートを継続して推進してまいります。

また、町民の方々がホームページで直接、町長へ多様な意見・メッセージを投稿していただき、今後の移住・定住施策へとつなげてまいります。

地域おこし協力隊については、洞爺湖町の魅力や地域の情報などを発信してもらうとともに、隊員の起業・就業・定住に向けた支援を継続してまいります。

次に、誇れる地域特性を活かしたまちづくりであります。

観光振興においては、新型コロナウイルス感染症の影響により激減していた観光客も徐々に戻り始め、にぎわいを取り戻しつつありますが、町内全体の経済は、いまだに厳しい状況にあります。

このような状況下であります。地域の自然や文化を体感する旅のスタイルが世界でも注目を浴び、本年9月に「アドベンチャー・トラベル・ワールド・サミット」が北海道を舞台として開催されます。当町が世界に誇る「洞爺湖有珠山ジオパーク」や世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の一角を担う「入江貝塚・高砂貝塚」といった観光資源に付加価値をつけ、魅力ある観光資源として世界に発信するため、観光協会や関係団体と連携して取り組んでまいります。

さらに、洞爺湖温泉街などを花と緑で彩り、観光客や町民の皆様へおもてなしと癒しの空間を提供するほか、観光誘致活動においては、コロナ禍からの社会経済活動の正常化を見据えて外国人観光客の誘客プロモーションなど、観光協会や近隣自治体、関係機関と連携し、積極的に取り組んでまいります。

地域の特性を活かした特色あるイベントの一つである洞爺湖マラソンは、4年ぶりにフルマラソンを開催いたします。

また、洞爺湖マンガ・アニメフェスタなどの開催を支援するとともに、アフターコロナに向けたにぎわいある観光地づくりを進めてまいります。

さらに、町内小中学校の児童生徒を対象としたジオパーク体験や中島の自然学習を行い、地域の魅力に対する誇りや愛着を高める取組を実施してまいります。

「洞爺湖有珠山ジオパーク」は、本年、4年に一度の「ユネスコ世界ジオパーク」の再認定審査となることから、推進協議会を構成する1市3町の連携の下、再認定に向けた取組を進めます。

加えて、洞爺湖町独自の取組として、町の風景や生き物の映像、大地の成り立ちや特性を科学的根拠に基づいてまとめた「(仮称)洞爺カルデラ データベース ～時の扉～」をインターネット上で公開し、国籍を超え、人々に感動と共感を呼ぶ「大地の物語」を、教育の場はもとより、さらに広く世界に向け発信してまいります。

世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、入江・高砂貝塚の考古学的価値や景観の保全を図り、竪穴住居復元施設の補修などの環境整備、ボランティアガイドの育成と充実など、世界遺産への理解促進や受入れ態勢の強化を図るとともに、関係団体や関係自治体とのさらなる連携を深め、世界遺産を軸とした文化観光へとつなげる取組を進めてまいります。

洞爺地区の振興については、年次計画に基づき、財田地区の自然遊歩道等の再整備を進めており、今年度は遊歩道及び木橋の改修を実施してまいります。

また、旧ホテル洞爺サンシャインについては、地域の景観対策として解体に向けて事業を進めてまいります。

地域特性を活かしながら発展してきた旧虻田町と旧洞爺村から続く洞爺湖町の歴史を記録として後世に残すため、新たな町史の編纂・発刊に向けて準備を進めてまいります。

次に、競争力のある地域に根差した元気産業のまちづくりであります。

農業振興については、生産性の向上が期待できるスマート農業の推進とともに、高品質・高収益な作物の生産拡大に必要な農地の基盤整備や農業用水の安定供給を図るため、「国営畑地かんがい排水事業」及び「道営土地改良事業」の支援を引き続き実施します。

J Aとうや湖で取り組んでいるクリーン農業推進のために必要な土壌分析も継続し、消費者に対しても安全・安心な洞爺湖町産の農畜産物のPR活動を進めてまいります。

また、農業・農村の多面的機能の維持を図るための地域共同活動を支援するほか、有害鳥獣による農作物等への被害の低減に向け、ドローンを有効活用した捕獲事業や捕獲技術の普及に努めてまいります。

畜産業については、国内での度重なる高病原性鳥インフルエンザの発生により、発生地域では甚大な被害を受けていることから、伝染性家畜疾病の発生予防及びまん延防止に向けた農業者に対する飼養衛生管理基準の徹底を図ってまいります。

林業については、引き続き豊かな森づくり推進事業による民有林整備の支援や、町有林の整備を行っていくとともに、森林環境譲与税を有効活用した森林の整備・保全及び木材利用の促進や木育活動につながる取組を進めてまいります。

水産振興については、基幹漁業であるホタテ養殖業は、平成28年から発生しているホタテ貝のへい死は、現在は回復傾向にあります。成貝へのザラボヤやイガイなどの雑物が依然として付着しており、雑物処理に係る費用負担が増加傾向にあります。また、新型コロナウイルス感染症や原油・原材料等の価格高騰の影響を受け、漁業経営は非常に厳しい状況にあるため、引き続き水産雑物の処理費などの支援を行い、漁業経営安定につながる取組を実施してまいります。

商工振興については、住宅リフォーム支援事業等の拡大を図り、地元で消費拡大と建設工事の増加による地域経済の活性化を図ります。また、町内中小企業の経営安定化を図るため、引き続き商工会に対し運営費の支援を行ってまいります。

次に、心豊かに子どもを育むまちづくりであります。

子どもへの支援や子育て環境の改善は、人口減少を抑制する上でも、重要な位置づけとなります。

この洞爺湖町で子育てのしやすさを実感できるよう、子育て世代への支援の充実を図り、未来を担う子どもたちが笑顔で安心して成長していける環境づくりに努めてまいります。

また、保育環境や教育環境の充実については、教育委員会と連携を図りながら取組を推進してまいります。

妊婦が安心して子どもを産み、子どもが健やかに成長することができるよう、切れ目のない支援の提供に努めてまいります。

医療機関と連携し、妊娠判定料や不妊治療費などの助成を継続し、出産を迎える妊婦に対しては、相談による支援や出産サポート給付金の支給による経済的支援を図ります。

また、産婦の心と体の回復や子育てが不安とならないよう、産後ケア事業を中心に産後の支援に努めてまいります。

育児支援として、出産祝い金やおむつ用ごみ袋、育児用品の支給を継続実施し、育児期の相談による支援や子育てサポート給付金の支給による経済的支援を図ってまいります。各種健診、無料によるインフルエンザ予防接種などを継続実施し、子どもが健やかに成長するよう支援に努めてまいります。

また、栄養教室による健全な食生活の実践や生活習慣病の予防などに努めるとともに、子育てサロンを開放し、母子交流に努めてまいります。

子ども医療費助成事業については、洞爺湖町の将来を担う子どもたちが健やかに成長するための支援策として、医療費の無料化を18歳まで拡大して実施してまいります。

次に、やさしさあふれる健康福祉のまちづくりであります。

町民の皆様が心身ともに健やかに暮らしていくため、医療などを安心して受けることができるように努め、日常生活に支援を必要とする方に寄り添いながら、関係機関との連携による取組に努めてまいります。

医療体制については、町内の医療機関と連携し、地域医療の確保に努めます。また、町内の一次救急並びに広域連携による救急医療体制への支援を継続いたします。

健康づくりについては、基本健診の対象年齢を引き下げ、若い年齢層からの疾病予防や重症化予防に努めます。健康教室や健康相談を継続し、健康を守り支え、長く元気に活躍できるように努めてまいります。

健康・医療における予防対策として、新型コロナウイルス感染症については、町民の皆様にも基本的な感染予防に努めていただくとともに、今後の国の動向を注視し、新型コロナワクチン接種について適切に対応してまいります。

また、高齢者のインフルエンザワクチンの接種費用の助成を継続するとともに、歯科健診や歯周疾患健診についても継続し、健康の維持に必要な口腔ケアの推進に努めてまいります。

地域福祉においては、多様化する福祉ニーズに対応した活動の活性化や円滑化を図るため、社会福祉協議会の機能充実、事業支援に努めてまいります。

地域食堂が行う、子どもから高齢者まで世代を問わず、誰もが気軽に立ち寄れる居場所づくりと、食材の無料提供活動に対し、支援を継続してまいります。

また、アイヌ文化の伝承者を育成する事業や、アイヌ文化を感じていただく体験教室等を行うほか、地域の交流拠点としてのウトウラノの活用も推進し、さらなる文化の伝承と理解・尊重を深めてまいります。

高齢者福祉については、日常生活の支援が必要な一人暮らしの高齢者や高齢者世帯、さらには認知症の高齢者も年々増加しております。

高齢者が安心して住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるよう、計画最終年を迎える「第8期洞爺湖町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づく各種施策について、関係機関と連携して推進するとともに、「第9期洞爺湖町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定いたします。また、高齢者の医療、介護など生活支援に資する「地域包括ケアシステム」の構築に努め、地域住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現を目指してまいります。

障がい者福祉については、全ての障がいのある人が安心して暮らせるよう町内の社会福祉法人や障がい児発達支援事業所と連携して推進するとともに、「第3次洞爺湖町障がい者基本計画」並びに「第6期洞爺湖町障がい者（児）福祉計画」が令和5年度で計画期間の満了を迎えることから、それぞれ計画を策定いたします。

また、手話奉仕員の養成や小学校での手話の学習会を引き続き実施してまいります。

国民健康保険については、財政運営責任主体の北海道と協力・連携し、安定運営に努めます。

また、「洞爺湖町国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画」並びに「洞爺湖町国民健康保険第2期保健事業実施計画」が令和5年度で計画期間の満了を迎えることから、それぞれ計画を策定し、引き続き、北海道や北海道国民健康保険団体連合会とともに特定健診の受診率の向上、医療費の適正化などに努めてまいります。

後期高齢者医療保険は、今後も北海道後期高齢者医療広域連合と連携し、制度の安定的な運用を推進してまいります。

最後に、人が輝きと賑わいを生み出すまちづくりであります。

地域コミュニティについては、洞爺湖町自治会連合会や地域の皆様と協力・連携し、地域担当職員の活用を図りながら、引き続き町内のコミュニティ活動を支援していくとともに、活動の拠点となる集会所・コミュニティセンターの維持管理を行ってまいります。

また、元気な高齢者が、健康を維持しながらますます活躍されるよう、社会福祉協議会が実施している有償ボランティア事業などの普及に努めるとともに、高齢者事業団や地域サロンの開催等の支援にも努めてまいります。

ふるさと納税の拡大に向けた取組として、洞爺湖町の魅力である海産物や農産物、観光資源などの情報を全国へ発信してまいります。また、産業団体等と連携し、新たな返礼品の開発や旅先でも納税できる仕組みづくり等の環境整備を推進することにより、認知度の向上及び返礼品・リピーターの確保など、基盤強化を図ってまいります。

姉妹都市・友好都市との交流事業については、引き続き実施し、交流を深めてまいります。

国際交流として取り組んでおります英国ボランティア青年受入事業については、コロナ禍の影響により受入れを中止しておりましたが、今年度においては、受入れ可能な状況等を見極めながら、関係機関と調整を図り、事業を進めてまいります。

以上、令和5年度の町政執行に当たって、私の基本的な所信を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により、町民の皆様の暮らしや働き方など、急激な変化を余儀なくされました。コロナ禍など不透明性が高い時代では、今まで以上にビジョンを明確にすることが重要です。そして、従来のノウハウや知識に頼るだけではなく、「新しいことを常に学ぶ姿勢」が求められます。「成功」の反対は「失敗」ではなく「行動しないこと」であり、行動の先送りは時間と選択肢を減少させます。

その上で、これまで経験したことのない課題に対応していくためには、迅速な決断力や行動力を発揮するだけでなく、将来の見通しやリスクを冷静な視点で見つめ直しながら進めていくことも忘れてはいけないと考えます。

コロナ禍を契機とし、これまでの固定概念を破り、行政のデジタル化や温暖化対策と経済発展の両立に向けて取り組まなければなりません。引き続き、変化に強いまちづくりに向け、全力で町政運営に取り組んでまいりたいと存じます。

「住んでいる私たちが楽しめる、住みやすい町、洞爺湖町へ、地域経済の発展と心の豊かさが融合する持続可能なまちづくり」を推進してまいります。

今後も町民の皆様、議員各位のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、私の町政執行方針を終わります。ありがとうございます。

○議長（大西 智君） 続いて、教育行政執行方針の説明を求めます。

渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） 令和5年度教育行政執行方針について、読み上げて説明をさせていただきます。

令和5年度の教育委員会所管の主要な方針について申し上げます。

全国的な人口減少や少子高齢化、ICT（情報通信技術）の進展、さらには新型コロナウイルス感染症による生活様式の変容など、従来の経験や知識では将来を見通せない時代となっております。

このような中であって、子どもたちが社会で自立し生き生きと活躍できる力や、互いに支え合いながら、よりよい社会を築いていこうとする意欲や態度を育てていくためには、地域の多様な方々との連携・協働が大切であります。

本年度の教育行政の展開に当たっては、町民の皆様の思いや願いを十分に踏まえるとともに、学校教育と社会教育とが連携し、相互に補完し合いながら、様々な教育課題の解決に向けた取組を力強く推進してまいります。

では、令和5年度の主な施策と取組を「洞爺湖町の教育目標と教育ビジョン」の体系に沿ってご説明申し上げます。

第1は、SDGs・ESDの推進です。

SDGs・ESDとは、子どもから大人までが地球規模の様々な課題の解決に向けて考え行動する目標と、持続可能な社会の構築を目指す総合的な学習・教育活動であります。教育行政全般の推進に当たって、この理念を踏まえ、各種施策の推進に努めます。

第2は、子育てをしやすい環境整備の推進です。

幼児期は、人間形成の根幹をなす重要な時期であり、「洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画」を踏まえながら、子どもたちが遊びや生活を通じて、様々な力の基礎を培うことができる保育を進めるとともに、幼保・小間の交流や小学校との滑らかな接続を重視した環境づくりに努めます。

本町保育所と入江保育所の統合については、利用者の利便性や公共施設の最適な配置といった観点を踏まえ、子育て関連施設と複合した施設として、みんなの森公園付近に新設することで、本年度は基本設計に向けた取組を進めます。

一時預かり保育事業については、継続して実施します。

また、子育て支援対策として、町内保育所等の利用者負担額（保育料）の全額無償化や中学校入学時における制服等の購入費用への一部助成を実施します。

洞爺地区等高校生通学費等助成事業については、範囲を拡大し、町内全地区を対象とした助成事業を実施します。

町育英資金貸付及び給付事業については、さらなる制度の周知を図りながら、引き続き、進学、就学の支援を行います。

第3は、社会で生きる実践的な力の育成です。

学ぶ意欲の向上と学習習慣の定着などを通じて確かな学力の育成に努めるとともに、豊かな人間関係づくりの基礎となるコミュニケーション能力などを育成することによって、社会の変化に主体的に対応し、新しい時代を自ら切り開いていくための実践的な力の育成に努めます。

そのため、教育指導専門員、学習支援員、外国語指導助手（ALT）などを引き続き配置し、学校運営や授業の充実に向けた取組を支援します。

学力向上については、洞爺湖町教育改善推進事業による取組や学校間の連携による授業改善、町単独の学力検査、各種検定料助成の一部拡大などを実施します。

また、小学校、中学校ともにGIGAスクール構想の下、ICTを活用した教育の充実に引き続き努めます。

特別支援教育については、支援員や介護員を継続配置するとともに、町独自に作成した幼児期から使用できる「子ども・子育て支援ファイルすくすく」の活用を促進し、個別の指導計画や個別の支援計画の充実に努めます。

ふるさと教育については、「洞爺湖有珠山ジオパーク」や「北海道・北東北の縄文遺跡群」の入江・高砂貝塚を活用し、関係機関と連携した取組を進めるとともに、中学生による姉妹都市箱根町との親善交流や「洞爺湖子ども芸術文化フェスティバル」を実施し、学校間、世代間交流の充実を支援します。

また、防災学習については、避難所開設体験学習や1日防災学校、噴火遺構の見学などを関係機関と連携して行います。

虻田高等学校については、虻高未来づくりフォローアップ活動推進委員会と連携し、これまでの支援を継続実施するとともに、地域連携特例校として洞爺湖町の特色を活かした魅力ある学校づくりのためのフォローアップ活動に取り組みます。

第4は、豊かな心と健やかな体の育成です。

規範意識や基本的な倫理観、思いやりの心や豊かな感性など、豊かな心を育成するとともに、生涯を通じて健康に過ごすことができるよう、望ましい生活習慣の確立や健やかな心身の育成に努めます。

そのため、道徳教育については、学校教育全体を通じて自己の生き方を考え、他者とともによりよく生きていくための基盤となる道徳性を育む、各学校の取組を引き続き支援します。

また、町が有する様々な教育資源を活かした芸術体験活動として、町内在住のバイオリニストによる演奏会を開催します。

いじめ、不登校、問題行動等については、学校、家庭、地域及び関係機関の連携により、適切な対応に努めます。

特に、いじめについては、「洞爺湖町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止及び早期解消に取り組みます。

また、不登校については、教育指導専門員や学校、そしてスクールカウンセラーなど、関係者が連携してきめ細やかで柔軟な取組を進めます。

健康・体力の向上については、各学校の取組を支援するとともに、むし歯予防のためのフッ化物洗口事業を継続して実施します。

学校給食については、より一層の安全安心な給食提供に努めます。

また、給食を通して、食に関する正しい知識や望ましい食習慣の育成、食品ロスの削減や

食文化の伝承など、食育の推進に努めます。併せて、地場産品を使った魅力ある給食を提供するとともに、食物アレルギー事故防止の徹底に努めます。

給食費につきましては、高騰する物価への対応として、本年度は一定額の補助を行うとともに、私会計から公会計方式への移行に向けた調査研究を行います。

老朽化した学校施設等については、施設長寿命化計画に沿い、年次的な改修を進めるとともに、児童生徒の学びにふさわしい教育環境の在り方について、保護者や地域の方々の意見を踏まえながら検討を進めます。

学校給食センターについては、洞爺給食センターに統合し、増改築するための基本設計を本年度実施します。

第5は、信頼される学校づくりの推進です。

子どもたちや地域の実情を踏まえ、学校においては、家庭・地域社会と連携を図りつつ、保護者や地域住民が学校運営に参画するなど地域に開かれ、地域とともにある学校づくりを進めます。また、地域の自然環境や人材などの教育資源を生かした特色ある学校づくりや、家庭や地域社会に信頼される学校づくりを推進します。そして教員については、子どもと正面から向き合い、子どもたち一人一人の成長に寄与できるよう、その指導力の向上に努めます。

そのため、地域全体で子どもたちを支える仕組みとしてのコミュニティスクール（学校運営協議会）については、各協議会の活動を引き続き支援します。小・中連携教育については、乗り入れ授業などを引き続き実施するとともに、小中一貫教育制度の導入に向けた調査研究を行います。

教員の指導力の向上については、研修機会の確保や各種研修会への参加奨励に努めます。

また、教員の働き方改革については、時間外勤務の縮減に向けICTの活用により校務を支援する校務支援システムの導入を進めます。併せて、中学校の部活動については、「洞爺湖町立学校に係る部活動方針」に基づき取り組むとともに、地域移行に向けた協議を近隣市町と連携し、進めます。

第6は、地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進です。

核家族化、地縁的なつながりの希薄化などに伴う家庭や地域社会の教育力の低下を踏まえ、家庭と地域の結びつきを深め、地域全体で子どもを守り育てる機運を醸成し、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

そのため、家庭教育支援の一環として、子どもたちの生活リズムの向上を目的とした「早寝早起き朝ごはん運動」の啓発活動や、7か月健診時に絵本を提供する「ブックスタート事業」を実施するとともに、家庭教育に関する情報提供や親同士の仲間づくりの機会を提供する「子育てセミナー」を実施します。

通学路については、地域の方々や関係機関などで構成する洞爺湖町通学路等安全推進会議において検討し、引き続き安全確保に努めます。

また、交通安全教室などを通して危険を予測し、回避する意識や能力を高めるとともに、

防犯協会などの協力をいただき、地域で子どもを守り育てる体制づくりに努めます。

第7は、生涯学習社会の推進です。

生涯のいつでも、どこでも、自由に学習機会を選択して豊かに学び、文化に親しみ、スポーツを楽しみ、かつ学んだ成果を生かすことのできる洞爺湖町らしい生涯学習社会の実現に向け、「第4次洞爺湖町社会教育中期計画」に基づき、社会教育や文化・スポーツ活動の充実に努めます。

そのため、生涯学習の推進については、学んだ成果を生かせる学習機会の提供や自主的な学習活動の推進及び洞爺湖町の特性に対応した学習環境の充実と学習資源の活用に努めます。

少年の学びについては、「洞爺湖GENKIDS」事業における自然・社会体験学習や異年齢・世代間の交流を通じ、コミュニケーション能力の向上や思いやりの心を育むとともに、各種事業を通じてリーダーの育成を図ります。4年ぶりに実施する友好都市香川県三豊市との交流事業「ふるさと・ふれあい・フレンドリーツアー事業」については、お互いの地域を訪れる子どもたちの交流を通じて、両市町の友好関係が一層深まるよう取り組みます。

放課後児童健全育成事業（学童保育）については、子どもたちが楽しく、安心・安全に過ごせる環境の維持に努めます。

地域未来塾事業については、放課後に小中学生を対象としてICTを活用した学習機会を提供し、基礎学力の向上や学習習慣の定着を促します。また、ICT遠隔教育事業については、アイヌ政策推進交付金を活用し、高等学校等への進学対策として、引き続き学校、地域と連携した取組を進めます。

成人の学びについては、地域活動に必要な人材を育成するため、自主的、主体的に行う研修などの支援に努めるとともに、地域活動への参加や幅広い学習機会の提供を行い、交流の促進を図ります。

高齢者の学びについては、「いきいき学園」を中心に、学習意欲の高揚や知識の習得を図りながら、健康づくりや生きがいがづくり、仲間づくりを進めます。また、高齢者の持つ長い人生経験、職業経験を地域で生かせるよう支援するとともに、少年事業との異世代交流を実施します。

次に、潤いのある地域づくりを目指した社会教育の推進です。

読書活動については、「第3次洞爺湖町子どもの読書推進計画」に基づき、子どものみならず町民全体が読書に親しみ、感性を磨き、人生をより豊に過ごせるよう、「読書の家」を中心に取組を進めます。読書感想画・読書紹介文事業については、関係団体の協力を得ながら継続して実施します。

また、男女共同参画社会の形成については、「洞爺湖町男女共同参画計画」に基づき、講演会の開催や広報などを通じた情報提供を行うとともに、引き続き女性リーダー養成研修への派遣や地域における女性団体への支援に努めます。

地域とともにある学校づくりや学校を核とした地域づくりを推進する地域学校協働活動については、各学校運営協議会と連携しながら、学校支援ボランティアによる活動の促進を図

ります。

芸術・文化活動の推進については、町内文化団体等との連携を図り、子どもから大人まで芸術文化に親しむ機会や優れた舞台芸術に触れる機会、各種サークルなどが日頃の活動成果を発表する機会の提供に努めます。

洞爺湖芸術館については、木彫作品の防虫対策を継続するとともに、専門家及び関係機関の助言等をいただきながら、所蔵作品の適正な保存管理及び事業実施に努めます。

文化遺産の保全・活用については、遺跡や郷土資料、伝統文化など、町内文化財に対する理解を深める機会の充実や文化財関係団体の育成と支援を行い、地域に根差した文化の継承に努めます。

世界文化遺産に登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」については、入江・高砂貝塚を中心として、引き続き周辺景観を含めた保全を図るとともに、関係自治体や町内関係団体と連携した活用を努めます。

入江・高砂貝塚については、老朽化した竪穴住居復元施設の修復を実施し、画像にコンピュータで情報を加えるARやインターネットを活用した展示ガイドなど、情報の発信と来訪者への利便性を高める取組を進めます。

入江・高砂貝塚館については、学芸員を常駐し、アプタ・フレナイの会を中心とした体験学習や講座等の開催、ガイドの育成と活動の充実など、来訪者への理解を深めていただけるよう努めてまいります。

虻田郷土資料館並びに洞爺郷土資料室については、地域ごとに特色ある収蔵に努め、適切な保存と展示に努めるとともに、学校教育と連携し、子どもたちが郷土の歴史に対する知識と理解を広げる活用を進めます。

町内の指定文化財については、適切な保存と活用を努めるとともに、町内3地区の獅子舞保存会の活動を支援します。

スポーツ活動の推進については、体育協会などの関係団体やスポーツ推進委員との連携の下で、スポーツを通じた仲間づくりや健康・体力の維持増進を図るとともに、多世代が楽しめるニュースポーツの普及活動や、町民のニーズに応えた各種教室を実施します。

社会教育施設及び社会体育施設については、「洞爺湖町公共施設等総合管理計画」を踏まえ、適正な維持管理を行い、誰もが安心して利用することができるよう努めます。

以上、令和5年度の主要な方針を申し上げます。

教育委員会といたしましては、直面する課題に全力で取り組むとともに、学校、保護者、そして地域を含め、教育を支える関係者の皆様と連携を図り、子どもたちをはじめ、全ての町民の皆様が心豊かな生活を送ることができるよう、本町教育の充実に取り組んでまいります。

議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、本年度の教育行政執行方針を説明させていただきました。どうもありがとうございます。

○議長（大西 智君） 以上で、令和5年度町政執行方針並びに教育行政執行方針についての説明を終わります。

ここで休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時38分）

---

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 1時00分）

○議長（大西 智君） 午前に引き続き、会議を続けます。

---

◎一般質問について

○議長（大西 智君） 日程第6、一般質問を行います。

本日は、5番、立野議員から8番、今野議員までの3名を予定しております。

初めに、5番、立野議員の質問を許します。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 5番、日本共産党の立野広志です。

それでは、これから一般質問を行います。

私は、今議会が最後の議員としての一般質問になります。下道町長が就任されて11か月を向かえるわけですが、町長として、町民を苦しめる国の悪政から町民の暮らしと命をしっかりと守っていただき、住みよいまちづくりに努めていただきたいということを願うばかりであります。

今回、質問させていただくのは、少し基本的な問題も含めて、町長の考え、認識等についてまず伺うわけですが、1番目に、憲法と地方自治の本旨から、町民の平和、暮らし、個人情報を守る行政の対応ということについて伺いたいと思います。

そこで、まず、国と地方自治体の関係がどういう関係なのかということについて、これは事前に質問していないのですけれども、頭からそういう質問で申し訳ないのだけれども、国と地方自治の関係については、町長はどのようにお考えになっていますか。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、立野議員のほうからございましたように、一般質問とちょっと趣旨のほうが冒頭あれですけれども、私も町長に就任してから、霞ヶ関、永田町のほうに何度か行っております。北海道のほうにも行っております。そういった点で、国と道、また地方自治体、洞爺湖町という関係でございますけれども、やはり相互に連携しながらまちづくりを進めていかなければいけないと思っているところでございます。

その中で、よく言われているのは、三割自治ということわざがございますけれども、やはりある程度国の霞ヶ関の規制というものもかなりあるのかなと思っているところでございます。そういった点では、しっかりと永田町、霞ヶ関と一緒に連携しながらまちづくりを進めていければと思っているところでございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 今、町長は、地方自治体は国との連携の中でというような話をされましたが、憲法上でいけば、地方自治の本旨は何かということを書いてありますが、結論から言えば、国から独立した自治体が国の監督を排除して行政を行うということになっていきます。地方自治というのは、まさに地方自治体であります。憲法には、第8章に地方自治体がうたわれ、地方自治の条項が92条から95条まで定められています。冒頭の92条には、こういうふうにかかれてあります。

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。時の政府や閣僚の考え方で進むものではないのだと。明らかに、これは法律に定められた内容で取り組んでいかなくてはならないと。基本は、国からの独立と国の監督の排除、これが憲法が定めた地方自治の原則です。

ですから、例えば、時の政府が反憲法的なそういった対応を取る場合、自治体には憲法上は国の指導に服従する義務はありませんが、しかし政府はそれに従わなければならない。あれこれの名目で補助金を削ったり、いわゆるペナルティーという罰則がしばしばついてくる。ですから、いや応なしに自治体がお上に従う出先機関みたいなことになってしまうわけですが、こういうやり方では、自治体の、そこで住む住民の暮らし、命をしっかりと守っていく、そういうことにはならないのだと思うのです。私は、町長にはその辺のしっかりとした考えを持って、これから行政運営に当たっていただきたいというふうに思うわけでありませう。

以前の議会の答弁の中でも、実は国が決めたことだから地方自治体がそれに口出しをするのは差し控えたいと、こんなような答弁をされたこともありました。私は、それは間違っているというふうに言わざるを得ないと思っています。

それから今回、午前中に町長が執行方針を述べられました。執行方針にも、中身としてはやはり今の国内情勢や政府の動き、介護保険とか、あるいは国民健康保険や、あるいは物価高の問題やこういったことが、今町民にどう影響を及ぼしているのかと、それに対して行政としてそういう住民の暮らしをどう守るのかということがまず前段にしっかりと述べられていなければならないと思うのですけれども、残念ながら、執行方針の冒頭にはそういう国内情勢、政治状況、その下で住民が置かれている状況などについては、ほとんど実は明言がありませんでした。ですから、この点は、ぜひ私は、今後の執行の中で取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、質問の本文に入っていきたいと思うのですが、今、戦後、憲法の根幹に関わる平和主義、国民主義、そして基本的人権の尊重、そしてそれを地域の現場で保障する地方自治体の団体自治と住民自治を否定する動きが強まっています。これを許すか否かの大変な瀬戸際にあると、私はそういうふうに思います。

現政権による悪政の地方への持込みを許さず、住民福祉の増進という地方自治体の本来の役割を果たすためにも平和・命。暮らし、最優先の立場で町政を進めることが必要だと思うのですが、平和の問題に関わって、現政権が進めようとしている大軍拡・大増税について、

下道町長はどのように受け止め認識されているか、そのことについてお答えいただきたいと思ひます。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうから大軍拡・大增税、町民の暮らし云々ということでお話ございました。

政府は、昨年12月、外交安全保障の最上位の指針でございます国家安全保障戦略、さらには防衛の目標と手段を示す国家戦略防衛、そして防衛費の総額や装備品の整備規模を定めた防衛力整備計画の三つの文書を閣議決定したところは承知しているところでございます。

外交、安保戦略の指針として、2013年に初策定されました国家安保戦略では、自衛隊の海外展開を図る積極的平和主義を基本理念に明記しているところでございます。

日本の防衛力、急速に悪化している日本の安全保障環境の中で、我が国の防衛力をどう強化して、どう維持していくか、この点で度重なる北朝鮮のミサイル発射やロシアによるウクライナ侵攻、台湾有事のリスクの高まりで急変した国際情勢でございます。このような状況を鑑みれば、大軍拡という言葉は当てはまらないのではないかと思っているところでございます。

安全保障、防衛に対する政府の対応は、自衛権強化の範囲であり、洞爺湖町として町民の生命・財産を守る使命を負うことにも、私は合致していると認識しているところでございます。

また、増税についてでございますが、増税については反対でございます。不十分な教育費や社会保障費への国の支出を減らすことは許されることではございません。

防衛費増額に伴う財源問題による、このたびは増税議論でございます。昨年末以来、政府与党におきまして防衛費増額に伴います財源論争があるのは、同じく承知しているところでございます。政府は2月3日、防衛費増額に向けた財源確保法案を閣議決定し、財源に充てる税外収入を貯める防衛力強化資金の設置を盛り込み、特別会計の剰余金など税外収入を特例的に確保する規定も明記されたところでございます。

このような観点から、安全保障や防衛など国家が決めることであり、国会での恒久的な財源問題の今後のご議論を注視していきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 今、町長が答弁されました。現在進められている大軍拡は、大軍拡に当たらない。そして、こうした議論は、国会で行うべきだということで、町長としての職権は全くそこには述べられないし、むしろ、これを肯定するという態度だということが分かりました。本当に私は、これを聞いてがっかりしました。

国家安全保障戦略をはじめとする、安保3文書が昨年暮れに閣議決定されたわけですが、その最大の問題は、これまで持てないとされてきた多国に対する攻撃的な兵器を持つとともに、アメリカのミサイル防衛に自衛隊が米軍と一体化、融合して参加することで、反撃能力

で先制攻撃まで行うという内容で、そのために莫大な資金を投入して、軍備を拡大する、こういうことが大軍拡に当たらないというふうに町長は考えているということなのですね。

先制攻撃によって、報復攻撃を受け、甚大な被害を被る可能性も、これまで私ども共産党の国会議員、国会質疑の中で明らかにさせてきました。敵基地攻撃や自ら戦争の口火を切るようなものです。安保3文書では、専守防衛に徹すると書かれていますが、これは国民をだますまやかしと言わざるを得ません。

現政権は、戦争国家づくりに向けた危険な新たな段階に今踏み出しているのです。自民・公明は、敵基地攻撃能力の保有に合意しました。国会閉会直後には、これを閣議決定し、そして軍事費をこれまでの2倍に増やして、5年間で総額43兆円ですよ。これが大軍拡に当たらないのかと。しかも5年で終わりではありません。10年後まで軍拡を明言しているのです。

そして、その財源はどうするかというと、増税でまず1兆円強を確保する計画ですが、ほかのものは一時的なもので、消費税増税に行き着くことは必至ですし、また歳出改革も柱の一つとされて、今、現に年金の削減、75歳以上の医療費窓口負担の2倍化に続く、来年度からは介護の利用料の原則2割負担への引上げなど、社会保障費の大幅削減が狙われているのです。

このように敵基地攻撃能力の保有は、政府が戦後一貫して述べてきた相手国に攻撃的な脅威を与えるような兵器を保有することは、憲法上はできないのだといていた解釈を覆すものです。明白な憲法違反であり、立憲主義の破壊です。自民党などは自分の国は自分で守ると繰り返しますけれども、敵基地攻撃を持てば、集団的自衛権の行使を一部認めた今の安保法制の下で、日本への武力攻撃がなくてもアメリカが海外で戦争を始めたら、一緒になって相手国に攻め込むことができます。そのために、報復攻撃を招きます。日本を守るどころか、戦火を呼び込むのがこの敵基地攻撃能力の保有だと、そういう認識がないのでしょうか。

こうした指摘に対しては、町長としてはどのようにお考えなのですか。今、私どもの新聞赤旗で、内部文書をスクープしました。全国の300余りの自衛隊基地を強靱化するというのです。その内容を、町長ご存じですか。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 自衛隊云々につきましては、現在、情報を承知していないところでございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 承知していないということですから、ちょっと紹介したいと思うのですが、これは、これまでに経験したことのない規模の事業料となっています。さきに行われた国会での質問でもこのことが明らかになりましたが、どういう内容かということ、自衛隊基地の強靱化に関する防衛省の内部文書がこのほど明らかにされました。それによると、防衛省自衛隊が保有する全国2万3,000棟を各生物、化学、電磁パルスなど、あらゆる脅威に耐えられるように、地下化や壁の強化といった改修をするという計画なのです。まさに、日本全土が戦場化されることを想定した整備です。自衛隊の司令部だけは生き残ろうと、こうい

う内容です。

防衛省はこうした工事を今年から10年かけて進めて、その予算規模は前半の5年だけで4兆円、本格的な工事が始まる後半の5年は、さらに膨張する、そういう計画です。近くでいえば、全国では283か所ですが、北海道には50か所の自衛隊基地、そのうち胆振では安平、早来、白老、そして登別の幌別、それらが強靱化される。核攻撃にも耐えられる、そういう内容にするというのですよ。

そういうことも、昨年末からゼネコンと政府が協議をして、設備の設計などを行っている。全く国民にそんなことを知らせていないのです。政府は今、そこまで実は日本が戦場になるということを想定しているのです。そのことを国民に知らせていない。

強靱化の中身などについて、スクープしたのは赤旗新聞、そして私たち共産党の国会議員が国会でも取り上げました。一般のマスコミは、これについてはまだまだ明確な報道をしようとならないという状況であります。このことについて知らなかったでは済まないのですよ。実際に日本が戦場になる可能性がある、そういう危険性にまで今進んできているのだという認識が下道町長にありませんか。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 情報のほうで御党の新聞のほうということですが、私のほうとしては申し訳ございません、承知していないところでございますが、今、軍事費等、あるいは敵基地攻撃能力について質問等あったと思いますので、それを併せて答弁させていただきますと、議員ご指摘のとおりなのですが、防衛費の増額についてでございますが、防衛費の中身を見ますと、やはり防衛費は6兆8,219億円ということで、2022年度比はおよそ1.3倍と認識しているところでございます。装備品の維持整備費に1.8倍、自衛隊施設の整備費に3.3倍、弾薬の取得に3.3倍、装備費の研究開発に3.1倍、自衛隊の生活や勤務環境の改善費に2.5倍と聞いているところでございます。

今、議員ご指摘のあった自衛隊の施設の整備費というところでの言及かと思いますが、自分の国を守る自衛権があることから、自衛のための防衛予算は当然必要であります。また、大規模災害へ対応することも任務としているところでございます。このため、増額議論につきましては、自衛隊の待遇改善なしに国の未来は語れないという、一方ではその視点があるかと思えます。

当町におきましては、1977年、また2000年の度重なる有珠山噴火災害では、陸上自衛隊大71戦車隊連隊が所属する陸上自衛隊北部方面隊第7師団とも日頃から密接な連携を取り、災害時の対応について情報共有をしているところでございます。

災害派遣時の宿営設備の向上、そしてまた、自衛隊の官舎がぼろぼろで民間住宅にばらばらに住んでいて果たして緊急参集が可能なのかという懸念もございまして。さらには、自衛官募集相談員をしている方からは、職労改善は重要であるとのことご指摘も受けているところでございます。国家国民のために働きたいと志願した人が最終的に自衛官の道を断念するケースがあると伺っております。

先ほど来、繰り返しになりますけれども、やはり安全保障、防衛などというのは、国家の中で大きく決めていくところ。そしてまた、国民の代表である国会議員の先生方のご議論を見守りたいと思っているところでございます。

さらには、敵基地攻撃能力についてでございますが、やはり日本の防衛力は急速に悪化している日本の安全保障環境の中で、我が国の防衛力をどう強化していくか、どう維持していくかというのが喫緊の課題でございます。防衛力の抜本的強化の中で、その柱の一つがミサイル発射基地などを叩く反撃能力の保有であると思っております。敵に攻撃を思いとどまらせることで、抑止力の向上につなげるのが狙いであると政府与党のほうとしても説明しているところです。

度重なる北朝鮮のミサイル発射は言語道断であり、北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性において、ご案内のとおりJアラート、全国瞬時警報システムによって対象地域の日常生活が混乱していることも、これもまた事実でございます。この反撃能力保有は、北朝鮮へのミサイル発射に備えた対応であり、ウクライナ侵攻、台湾有事のリスクの高まりの中で急変した国際情勢を鑑みれば、自衛権の範囲内であると考えているところでございます。

洞爺湖町としても、町民の生活、財産を守る使命を負うことにも合致していると認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 今、町長が一生懸命説明していただきましたけれども、自衛権の範囲だと。国がそう言っているから、町長もそういうふうに捉えているということなのでしょうけれども、これは明らかに、これまで政府が言っていた専守防衛という考え方からも逸脱した行為だと、攻められる前に攻めるというのですね。その攻められるかどうかの判断すら、日本の政府がするのではないのですよ。アメリカの指揮官の下で、これを判断するという話なのです。それでどうして専守防衛と言えるのだということ、これ以上、町長に言っても、町長自身はこのことについてはあまり答えられないかもしれません。

今でも世界有数の力を持つ日本が、さらに軍事費を2倍に増やして、軍事力を増強させれば、これはもう世界第3位の軍事大国ですよ。中国が軍事力を増やしていることに日本側の私たちが脅威を感じるように、日本が急激に軍事力を強めれば、日本自身も脅威とみなされ、周辺国との果てしない軍拡競争に発展しかねないのです。それが一触即発の事態を生み出す、そんなことになるわけです。

当町にとってみますと、戦争か平和かのまさに今、岐路を迎えているということなのです。洞爺湖町としての行政の行動も問われる。これは戦時下、地方自治体は国の出先機関でした。町役場も国に住民情報を提供して、赤紙を発行し、町民を戦場に送る役割を担いました。その反省から、二度と赤紙は配らない、これが戦後の自治体職員の合い言葉にもなりました。それが憲法に地方自治が書き込まれたゆえんでもある。しかし残念ながら、今の話を聞きま

すと、町長はこの反省をどうも理解していないように思います。

以前の議会の答弁でも、改憲とか核兵器禁止条約などについての姿勢を問うと、外交防衛に関することは国会の場で議論すべきだと言ってお答えになりませんでした。国政について、町民の平和と暮らしに関わる問題でも、態度を表明する必要を示そうとしないのは、自治体の長としては非常に残念でなりません。

一方で、地方自治体の首長としては、今、全国、例えば品川の区長なんかは、直接ロシアのウクライナ侵略に対して抗議文を送ったり、あるいは昨年6月に区長になった杉並の岸本区長などは、新たに全国首長九条の会の呼びかけ人になりました。首長九条の会は、住民の生命・財産を守る首長の責任を自覚していると。そして、戦争放棄と戦力不保持、交戦権の否認を定めた憲法9条を全力で守ると、そう目的を持ってつくられたわけです。全国では126人の首長がこれに参加しています。

下道町長、町民の生命・財産を守る使命を負い、そして「非核平和の町」宣言をしている洞爺湖町の首長として、町民の暮らしと憲法、平和を壊す今の軍事費2倍化と敵基地攻撃能力の保有に反対すべきだと思いますけれども、そういう考えはお持ちではありませんね。伺います。

○議長（大西 智君） 傍聴人の方にお知らせしておきます。先ほど発言のほうがあったのですけれども、傍聴される方々は、発言のほうを謹んでいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうから全国首長九条の会についてご質問ございました。自治体の首長と、その経験者による全国首長九条の会、2019年11月に結成され、憲法9条を守るといって各地の草の根の運動展開をしているとお伺いをしているところでございます。

発足当時は、憲法9条の改憲に反対する自治体の首長、元職131名が賛同したと聞いております。戦争を知らない若い人が増え、国会議員にもなっている戦争を知っている私達が声を上げよう。そしてまた、その活動の一端といたしまして、自衛官募集業務の強要は、国と地方は対等・協力の関係にある地方分権の原則を踏み外した判断、あるいは沖縄辺野古の米軍基地建設を憲法と地方自治をないがしろにしているといった、そういったお考えの下の中で活動されているともお伺いしております。

戦争を起こさないような啓蒙・啓発活動は、必ずしも特定の任意団体に加入しなくてもできると考えております。また、活動内容によっては、一例でございますが、やはり自衛官募集業務の強要は、国と地方は対等・協力の関係にある地方分権の原則を踏み外したと判断しているところには、私自身は組みしないところでございます。

当町におきましては、先ほどご答弁させていただきましたが、陸上自衛隊北部方面第7師団とは日頃から大変密接な連携を取りながら災害時の対応について情報共有をしているところでございます。自衛官の皆さんは大変地域思いであり、国思いであります。志を持って国家、国民のために働きたいと志願した人たちを応援していくのが私どもの使命かと思っております。

ります。したがって、全国首長九条の会に合流しない中でも平和を求める啓蒙・啓発ができると考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 先ほど来からの答弁を聞いていまして、これには賛同していないのだろうと思いますが、別に組織に入らなくてもできるのだと言っていますけれども、例えば自衛隊員が海外に行って、人を殺し、殺される、そのことを望んで自衛隊員になった方はどれだけいると思いますか。

私も、登別幌別の駐屯地に勤務する自衛隊の方を何人か知っていますけれども、やっぱり家族の方にとってみてもそうですが、PKOのときもそうでした。本当にそういう戦闘行為が収まったとはいえ、いつまた襲われるか分からない、そういう危険なところに自衛隊員自らの家族を派遣するのは心配だということで、実は多くの自衛隊員がそこで自衛隊を脱退するというような状況も生まれているという話を伺っています。

災害で国民の命・財産を守ることは、本当にこれは、自衛隊員にとっては日本の国民・国土を守るという意味でもかけがえのないことではあるけれども、戦争に参加するということを希望して自衛隊員になっている方というのは、私はそんなに多くないと思うし、むしろそういうことが行われるような状況を決してつくりたくないというのが、私たちの責任だというふうに思います。

残念ながら、町長の認識が分かりました。これは引き続き、議会内外を通じて、行政に対する問いを、平和を守るための取組を進めていきたいと思っています。

2件目ですが、本人の同意もなく利活用しやすい仕組みとなる、洞爺湖町個人情報保護条例の廃止、マイナ保険証の推進の問題点について伺いたいと思います。

これは、今国が進めている大軍拡・大增税、こういう流れの一つとして、実は行われている。国民のあらゆる情報を利活用して、それを大企業中心として、その利益にむきよるといような状況を今つくろうとしているということを、私はこれからいろいろ説明して明らかにしていきたいと思っています。

今の政権は、2021年5月に成立されたデジタル関連法で、国や自治体が持つ膨大な個人情報のデータ利活用を成長戦略に位置づけて、外部提供した企業にAIで分析させ、儲けの種にさせることをデジタル改革の名で今進めようとしています。

関連法の中の重要な柱の一つが、個人情報保護法の改定でした。自治体の個人情報保護条例、今、洞爺湖町にもありますが、それぞれ設けてきた個人情報の保護の規制が、データ流通の支障になるということで、改定された個人情報保護法の全国的な共通ルールの下に一元化するというのです。そのために、今洞爺湖町が制定している個人情報保護条例も廃止する。リセットするというふうにも表現していますが、自治体が独自に設けている個人情報保護条例をリセットし、そういうことが国の指導として言われてきたと。

国は、自治体に今年の4月の改定法施行に間に合うように条例の改廃を求めています。当

町の現行の個人情報保護条例も、一般質問が終わった後の議案の審議の中でも、これを廃止するというのが提案されているところです。

個人情報の収集は、本人から直接収集するなどの収集の制限とか、目的外の利用であったり、外部提供を制限する、そしてオンライン結合の制限などが定められていたわけですが、例外としては、個人情報保護審査会の意見を聞くなども定められているのですが、ところが、こういった内容が改正法によって守られるのかどうか、そのことについてどれだけ町側がしっかりと学んでいるかということについてお聞きしたいと思うのです。

改正以前の個人情報保護法では、個人情報の取扱いについて利用目的をできる限り特定し、第三者への提供はあらかじめ本人の同意を得るということが原則でした。収集した個人情報を本人の同意を得ずに、当初とは異なる目的のために流用したり、無断で第三者に提供したり、必要以上に大量の個人情報を収集したりすることは違法とされて一定の規制が設けられています。これらの個人情報を守る措置が、今回この条例が廃止された場合、担保されるのかどうか、そのことについて、まず伺います。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうから個人情報保護法改正の目的についてということでございます。国は、デジタル田園都市国家構想、デジ田構想を新しい資本主義の重要な柱としてデジタル技術の活用によって、我々地方が抱える人口減少、少子高齢化、過疎化、都市部への一極集中、地域産業の空洞化といった課題を解決し、地方の活性化を加速させたいと考えており、これらの取組を進めていくためには、個人情報の保護とデータ流通の両立が要請されているところとなっております。

これらのことから、国や地方公共団体、さらには民間事業者それぞれ別の法律や条令に基づいて個人情報保護制度の運用が行われてきたことが両立の支障となっていることを背景に、個人情報の定義をはじめ、個人情報の取扱いについて全国共通のルールへ統合し、適切な個人情報の保護とデータの流通を図ることが今回の目的とするものと認識しているところでございます。

当町におきましては、令和5年4月からの改正法に基づき、個人情報保護制度を運用してまいりたいと思いますが、個人情報を取り扱うに当たって、何より大事なことは適切な個人情報管理であると認識しておりますことから、関係部署並びに関係する委託業者の委託業務終了時の情報資産廃棄など、委託契約事項の再確認を行うとともに、定期的な確認などを行うなど、個人情報のセキュリティ対策を徹底してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 野呂総務課長。

○総務課長（野呂圭一君） ただいまの個人情報を守る措置などは、改正法では担保されているのかというご質問でございます。

改正法におきましては、個人情報を保有するに当たりまして、利用目的をできる限り限定しなければならないこと、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために個人情報

を利用、または提供してはならないことが定められておりまして、個人の同意がある場合など一部例外を除きまして、利用、または提供ができないこととされておりまして。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有することも同様に禁止されており、現行と同様の措置が図られているところでございます。

加えて、違法、または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法によって個人情報の利用の禁止や偽り、その他不正の手段によりまして個人情報を取得することの禁止、個人情報の漏えい、滅失棄損等が発生した際には、個人情報保護委員会に報告し、また本人に通知しなければならないことが新たに定められており、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する規制が強化されております。

その他、個人情報の開示につきましては、本人から委任を受けた代理人による請求を可能とするなど、個人の権利・利益の確保につながる施策を含んだ内容と認識してございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 今答弁いただいたら、町長は、適正な情報管理と確認を行うから大丈夫だと言われました。それから、課長は、現行と何ら変わらないのだと、同様だと説明をされました。私から見れば、全くの認識不足だと言わざるを得ません。

なぜかという、今この個人情報保護法の改正の目的は、これまであった地方自治体ごとの個人情報保護条例では、利活用が難しいということから、利活用をもっとできるようにするために国が法律を改正して、それぞれの自治体がつくっている保護条例を廃止するという内容なのです。そもそもの目的が、利活用を促進するためのものなのです。

それはどういうふうにご利用しようとしているかという、確かにその情報が誰の情報なのかということが分からないように匿名加工するというのですね。ところが、情報にはいろいろな企業、そして分野で、その個人の情報を考察するわけです。今、AIなどを使うと、その情報が誰の情報なのかということ特定することができるのですよ。だから幾ら名前や住所を匿名化したとしても、それが誰の情報なのかもう一目瞭然に分かってしまう、そういう今ところまで技術が進んでいる。

匿名加工情報制度と情報連携を自治体にさらに行わせて、これからは教育、健康診断、介護サービス、子育て支援といった住民サービスに直結する個人情報の宝庫である自治体が保有する情報を吐き出させて、自治体独自の個人情報保護策を崩す、後退させる、そのことが個人情報保護法の改正の主な内容になっています。

デジタル関連法の目的そのものが国会の議論の中でも明らかになっています。デジタル関連法そのものが、デジタル化を利用して町民のあらゆるデータを集積しながら、行政が持つ膨大な個人情報を企業などが利活用しやすい仕組みにしようとしている。最大の目的が、個人情報の保護という観点で欠落していることだと、プライバシー権を侵害するようなこういう内容となっています。

2015年・16年の個人情報保護法の改正の折に、どんな議論があったかと言いますと、例えばこれは国会で、日本共産党の本村伸子議員が質問して明らかになったのですが、独立行政

法人の住宅金融支援機構から民間の住信SBIネット銀行へ年収とか家族構成、職業、郵便番号など118万人の加工された個人情報が入る住宅ローンのAI審査モデルの構築のために、本人の同意もなく提供されているということが明らかになりました。

実際にこうやって、個人を特定するためのシステムが今開発されているということ、今回の法は、こうした個人情報の利活用をさらに促進するために民間や国の行政機関、独立行政法人をそれぞれ対象とした三つの個人情報保護法を一元化して、自治体が独自に制定する保護条例にも縛りをかけるという内容になっているということなのです。

さて、こんな重大な問題を抱えているのですが、今回、議案にも提案されますけれども、議案の廃止ですが、条例で匿名化事項はありますが、またオンライン結合による個人情報の提供はこれまで禁止されているのですが、これを変えようとしているわけです。

審議会への諮問が行われたのですか。先ほど町長は審議会のことも言われましたが、個人情報保護審議会、実際に今回の条例改廃に関わって審議会が開催されたのか。それから町民に向けては、例えば、こういった条例廃止を行いたいということをパブリックコメントなど含めて情報提供されたのでしょうか。伺います。

○議長（大西 智君） 野呂総務課長。

○総務課長（野呂圭一君） ただいまのご質問で、審議会での議論がなされたのかというご質問でございます。

改定後の個人情報保護法におきましても、現行の個人情報保護条例と同様に、個人を本人とする保有個人情報の開示請求、訂正の請求、利用停止の請求が定められておりまして、現行条例におけます運用からの変更はございません。

当町におきましても、法に準拠した運用を行うこととするため、法施行条例は定めていないところでございますが、法施行条例を定める場合であっても、法に規定のある内容と同様の内容を規定することは認められてはいないというところでございます。したがって、本件につきましては、個人情報保護制度の運営に関する重要事項ではないことから、洞爺湖町情報公開個人情報保護審査会への諮問は実施していないというところでございます。

さらにもう1点、パブリックコメントは実施されたのかというご質問でございます。

条例改正に当たりましては、現行条例の条文と改正法の内容、ガイドラインに示された法施行条例の条文イメージを比較し、現行条例の内容は法改正で網羅されていることが確認できたことから、法施行規則は定めず、条例への委任規定が設けられている開示等請求に係る手数料を洞爺湖町手数料条例に加えることとしたところでございます。

手数料につきましては、国では手数料を有料とし、複写に関する手数料は実費としているところですが、当町におきましては、複写に関する実費相当額を求めるのみとして、行政不服審査法の開示手数料と同様の扱いとしております。

これらのことから、当町におきましては、現行条例における個人情報の運用から扱いが後退することはないものと考え、町民意見の聴取、パブリックコメントについては実施しておりません。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 現規定から後退することはないという判断をされたということですが、それ全て国の説明ですよ。実際に、このことに対して様々な法律家含めて難色というか懸念を示していることも知っているのかな。ちょっとその辺は、ほとんど国の説明どおりに、ただ行政が動いているということではかないのかなと思うのですが。

実は、当町の個人情報保護条例には、その目的として、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱うべきものとして個人情報の開示とか、訂正とか、利用停止を請求する権限をもって、こういうものが含まれているのですけれども、法の施行条例にはこの文言がないのですよ。いいですか、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱うべきだということで個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権限というのが新たな法の中には含まれていません。

このような重大な変更に対して、当町は個人情報保護審査会も開かれていない。そして、こういう変更に対して、町民に意見を募集することもしない。これは地方自治体として、こんな態度でいいのかということのを改めて指摘をしたいと思います。

もともと個人情報保護条例には、インターネットを含めたオンライン結合を認めていないのですよ。ところが、新たな法律に基づけば、オンライン結合できることになっているのです。匿名加工すればということなのですからけれどもね。だけれども、匿名加工も個人を特定することだってできるのですよ、今のシステムでいえば。それなのに、こういうことが従来と変わりが無いのだというふうに受け止めていること自体に、私は行政の認識としては非常に不十分だというふうに言わざるを得ないというふうに思います。

時間もだんだん迫ってきましたので、本当にこういう点で、個人情報の保護に関する法律の施行条例に基づいて、うちの条例が廃止されるわけですが、データの利活用と個人情報保護の両立が要請されているわけです。国、地方、民間がそれぞれ別の法令等で別個に規定していた条例をデータの利活用が進まないということで、これらの規制を撤廃して、法律に一元化するというもの。

デジタル化社会には一人一人に合った便利なサービスが受けられて、困難な問題への対応を可能とする優れた側面があることは確かです。しかし同時に、プライバシー侵害をはじめとする様々な問題点があることも見過ごすことはできない。

企業や政府が集めるデータの中には、個人に関するものが多く含まれています。そして氏名などの項目を一つ一つのデータから削除しても、加工されたデータを大量に集めて別の企業のデータと一緒に分析すれば、個人を特定したり、その人の行動や思想を明らかにすることもできるのです。さらに、個人データの漏えいや本来の目的とは違う使い方によってプライバシーが侵害されるおそれもある。ですから、個人情報保護条例は、各地方自治体が国に先駆けてこれまで独自に定めてきたのです。

個人情報を守ることは、個人の尊厳に関わる基本的人権という立場で条例が適用されてきました。情報は本人から直接収集する、目的外の利用や外部提供に制限をかける、差別や偏見、基本的人権の侵害を生じないようにする。そういう収集を禁止する情報もこれまで定め

られていました。

そういう意味でいうと、この条例は憲法に基づく住民の自己情報コントロール権を保障してきたものだと言えるものだと思いますが、こういうことだと私は考えますし、そういう意味から、行政としても個人情報保護法に基づく条例廃止がどんな危険性を担っているのか、そのことについて十分認識をして対応していただきたいというふうに思います。

次に二つ目、マイナンバーカードと健康保険証の一体化についてもちょっと質問します。

昨年秋に、現在、健康保険証を2024年秋までに廃止して、マイナンバーカードを保険証代わりに使うマイナ保険証に一体化する方針を政府は打ち出しました。経済財政運営と改革の基本方針、骨太の2022という中ですが、保険証がこれによって原則廃止となります。

マイナンバーカードを持たない者は、公的保険診療から遠ざけられる結果となりかねないし、この保険証の廃止は事実上マイナンバーカードの取得義務化に限りなく近いものになる、事実上のマイナンバーカード取得義務化につながるというふうに思うわけですが、この点について町長はどのようにお考えですか。

○議長（大西 智君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） 議員ご質問のマイナ保険証でございます。

政府は、令和6年秋に、被保険者証とマイナンバーカード、先ほど議員が言われたように一体化しまして、現行の被保険者証を廃止するとした見直しを行うこととしてございます。この点につきまして、マイナンバーカードの取得を強制するものとしては、町としては考えてございません。ただし、保険料税を納めている方々が必要な保険診療を受けられることが大前提でございまして、国において何らかの事情、また手段によりましてマイナ保険証がない方の資格確認の方法を検討していると承知してございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 今、課長がこれは強制ではないと考えていますということなのですが、これは明らかな強制ではないですか。今まで持っていた保険証が今度は使えなくなる、そういうことでしょうか。それは、マイナンバーカードとひもづけして、要はマイナ保険証にしなければ、2年先にはこの紙の保険証はなくなりますよと言っているわけですから、当然マイナンバーカードを取得しなさいよと。そしてマイナ保険証に切り替えなさいよと言っているのと同じではないですか。

マイナンバーカードを保険証代わりに使うマイナ保険証なのですが、どういうものなのか。なぜ政府はマイナ保険証を持たせようとしているのか。現行の保険証のままではなぜ駄目なのか。その点について、時間があまりないので、できるだけ短く答えていただけますか。

○議長（大西 智君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） マイナンバーカードのメリット、デメリットというご質問かと思われま。マイナンバーカードの保険証利用に係るオンライン資格確認のことかと思われま。

国が構築したオンライン資格確認のシステムによりまして、医療機関、薬局の窓口で患者

が直近の資格確認ができるということがございます。例えば1枚のカードで、限度額証がなくても窓口で限度額以上の医療費を支払う必要がなくなるということなどが利点として考えられます。

また一方、従来の保険証では、最新の保険資格が反映されず、期限切れの保険証による受診の発生や限度額証の申請を役所に再度求める必要があることなどがございます。また、マイナ保険証で受診するメリットは、ご本人が同意することにより、今までに使った薬の正確な情報や過去の特定健診結果など、医師または薬剤師等が共有できることによりまして、多くの情報に基づいた、よりよい医療を受けることにあると考えられてございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 今、盛んにメリットのことを絞り出すように説明いただいたのだけでも、従来の健康保険証でいうと、病院に受診する際には健康保険証による資格確認で済んだわけです。患者は窓口健康保険証を提出する。受付の職員が目視で本人を確認した後、資格確認端末に被保険者の個人番号を入力すれば、それで受付ができたわけです。そして、薬局などでは、お薬手帳などを出すことによって、どんな薬を使っているかというのが分かるでしょう。

マイナ保険証はどうなるかという、受診するたびに窓口にある顔認証付カードリーダー、顔認証がないのもありますけれども、カードリーダーに患者自らマイナ保険証を置く。そして本人確認の方法としては、顔認証を行うか、暗証番号を入力する。次に、顔認証を行うと、マイナンバーの中にある顔の撮影と合致するかどうかを確認されます。カードリーダー内部のカメラで捉えた患者の顔とマイナ保険証の顔画像データから生成された顔認証データとの一致をチェックするということになってはいますが、はっきり言って非常に面倒くさいのです。毎回、病院の窓口でその日に保険証1枚出せば済んだものが、今度はこういうマイナ保険証を持って、それも毎回持ち歩かなくてはならない。そうすると、当然紛失することもある、あるいは高齢になって認知になったりすると暗証番号なんか分からない、こんな人たちも出てくるでしょう。

そういうようなことも含めて考えると、よく国の説明では、通院が便利になりますとか、データの共有が可能だとか、さらにはポイントがもらえますなんて言っていますが、それ以上に、交付されたマイナンバーカードのままではマイナ保険証としては利用できないのです。被保険者本人は、事前に自らマイナポータルと、つまりその人の健康状態を含めた医療データが蓄積されたマイナポータルというところに申し込んで、そこに自分のデータが全部入っていくわけです。

これが、要は、大変危険な状況で、マイナンバーカードの取扱いは、それなりに厳しくされています。ところが、マイナポータルというのは行政機関などが持つ個人情報を確認できるマイナンバーカードを利用した政府が運営管理する個人専用のサイトなのです。政府が運用を管理するのですよ。私、とても今の政府は信用できない。そして、マイナンバー法にお

いて、利用制限などは課せられていないのですよ。マイナポータルについての利用制限が課せられていない。知っていましたか。

つまり、マイナ保険証をつくることによって、その人の健康状態、どんな薬を投薬しているか、飲んでいないか、どこの病院にかかってどんな治療が行われているか、そういうようなものが全部政府の専用機関に入って、その専用機関で蓄えられているマイナポータルは、利用制限がされていないのです。されていないのですよ。だから、それを今度利活用しようというのが今の企業の考え方なのです。

被保険者は、マイナポータルのアプリをスマートフォンなどでインストールして、マイナンバーカードの電子証明書パスワード4桁を入力して登録する。マイナポータルへのアクセスには、マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンとかパソコンとかICカードなどが必要だというふうにされています。

現行の健康保険証は、月初めに一度窓口に出すけれども、マイナ保険証は受診のたびに、先ほども言いました、窓口にある顔認証付カードリーダーにおいて情報提供の画面にタッチする必要があります。高齢者など不慣れな人や認知症の人、障がいがある人、自力でマイナ保険証を使うのが困難な人、職員に手助けを求めた場合は、患者本人以外がこのマイナ保険証と接触するのは駄目となっているのです。知っていますよね。マイナ保険証で受診した場合、カードを他の人が扱うことはできなくなっています。そして、顔認証システムを使うことが困難な場合は、代理で職員などが4桁の暗証番号を入力することも不可とされています。暗証番号も代わって打てないのですよ。

だから、今、現に特別養護老人ホームなどでは、緊急時にも受診できるように入所者の保険証を預かっているところもあるそうです。こういうところがマイナ保険証になると、原則預かることができない。代わりに暗証番号も打つことができない。そして、マイナンバーが見えるマイナンバーカードは、人に見せてはならないとなっています。こんなふうに、マイナ保険証というのは、通常の保険証から比べても当然扱いは厳しくなる。逆に言えば、扱うのが大変なのです。どこが一体便利なのかと。

それから、更新の話がありました。実は、定期的な更新手続による手間も増大します。例えばマイナンバーカードは、電子証明は5年ごとに更新しなくてははいけません。マイナンバーカードのカード自体も10年ごとに、未成年者は5年ごとに更新する必要がある。自ら役所に出向いて受け取らなければなりません。ですから、こういう面倒くささもある。保険証なら郵送してもらえなくても、カードは自分が取りに行かなくてははいけません。

個人の特定を可能とする生態情報である顔認証のデータの利用や規制についてのルールは、法律では作成されていません。先ほど言ったように。

こういうことを盛んに今、町は便利だ、便利だと言って、推進を図っているのですよ。これについてどう思いますか。ちょっと時間がなくなってきたのですけれども。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうからマイナンバーカード、またマイナ保険証について

ございましたけれども、このたび、やはりデジ田構想という中では、繰り返しになりますが、人口減少、少子高齢化、過疎化、都市部への一極集中、様々な形の中でデジタル化を推進していくという、行政サービスを身軽にして、行政サービスをさらに一層向上させていくという観点からでございます。

ご案内のとおり、胆振管内、洞爺湖町もマイナンバーカードの交付率が63%、道内では64位という形でできております。セキュリティの面、あるいは様々な面の中でしっかりと国のほうで対応しております。

今、議員のほうから、国は信じられないというお話がありましたけれども、まず、そこを前提として、国の対応としっかり連携しながら、国・道、そしてまた地方自治体のほうでも連携しながら、デジ田構想に対してマイナンバーカードを積極的に推進させていただきたいと思っております。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） もう少し何か、懸念事項はこういうものであるのですけれどもというぐらゐの説明があってもよかったのかなと思うのですが、全面的に国がやっていることを推進するというふうな答弁になっているということ自体も、非常に私は、これは残念で仕方ない。残念というよりも、とんでもないというふうに考えるわけです。

時間もないので、次に移りますが、大きく2点目の町政運営の基本について伺います。

先ほど、地方自治の本旨についても述べました。ちょっと短縮して質問させていただきまされども、昨年6月、町長が就任されたときにも、私は住民自治を推進する立場から、住民参加や住民自治を推進するために、仮称ですが、自治基本条例を制定する取組を考えてはどうだというふうに伺いました。

それで二つほど聞きますが、1点目は、町民が主役の町政と議会に、今後努める決意があるかどうか。町民の政治的要求や関心は多岐にわたっています。こうした行為を施策に反映していく、そのことが重要だと思います。そういう立場に立って、行政運営を進める考えがあるかどうか。

二つ目は、住民自治の拡充、特に町民が町政に参画する仕組みづくりを重視することを考えているかと。特に憲法が保障する地方自治の本旨の一側面、住民自治を具現化する施策として、町民が町政に参加する場の拡大を図って、町政に対して町民意見が反映されるよう保障することが求められております。主権者は町民です。町民の町政への参加、意見表明の機会を実効的に保障する仕組みづくりが必要ではないかと思いますが、その点で自治基本条例、これは非常に私は、町長として実現のために取り組んでいくべきだというふうに思うのですが、いかがですか。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） ただいま議員からございました質問に関しましては、昨年私が町長に就任直後の6月会議で同様の質問があったと認識しているところでございます。

私自身、町長として地方自治の理念、憲法の三原則を踏まえた中で地域のことは地域住民

が自ら決めていくということ、また地方分権により住民に身近な行政として地域の実情等を把握しながら自主的に行政運営を行っていくことが求められていることにつきましては、当然認識しているところで、認識していかなければならないところがございます。

町の主役は町民でありますので、町長に就任させていただいた後は、時間の許す限り様々な団体、各種協議会、そして自治会、また各サークル団体、各産業団体や福祉施設など、随時意見交換やお話を聞かせていただいているところがございます。

自分自身、町民の皆様の意見を取り入れさせていただきながら、町政運営を行っていると思っております。町民が主役の町政運営を貫いていくことは、当然であると認識しているところがございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 質問に答えていないのですが。

昨年6月に、町長はこんなふうに言われました。「議員から2年前にご指摘があったということで、遅々として進まない基本条例の制定について、私も新しくこのたび町政運営を任せられた一人として、前向きにしっかりと庁内で整理をしながら策定の段取りに向けて（自治基本条例）、少しずつ進めさせていただきたいと思っております」と、こういう答弁でした。

私、今質問したのは、自治基本条例をつくる考えありますかと。つくると言っているのだから、その方向で答弁いただけるものだと思ったら、条例の話は一切出ませんでした。どうということですか。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員からご指摘ございましたように、検討するというか、前に進んでいく中で、私自身幾つかの他市町の条例に目を通したところがございます。

その中では、条例で定めている内容につきましては、市町ごとにかかなりの違いがございます。簡単に言いますと、まちづくりの方向性、町民の権利、町、議会、職員の責務、町民の責務、住民参加の仕組み、また住民投票の仕組み、町民との協働、施策の方向性等、条例の位置づけである最高規範性など、最低限盛り込まなければならない内容になるかと思っておりますが、そのような観点から、市町村ごとに違いがある中で、地方自治基本条例の基本的な考え方に対して、いま一度自分たちのことは自分たちで決めましょうというのが基本的な考えであると思っているところがございます。

しかしながら、中には条例の制定について、反対を唱えているところもございまして、例えばニセコの自治基本条例にしましても、相当数の時間をかけてもんでいるところがございます。そういった点で、いま一度しっかりと確認していきながら、少しずつ前に進めさせていただければと思っているところがございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 今の答弁は、基本条例をつくる方向で少しずつ前に進めていくと言っているのか、それとも基本条例をつくるかどうかということについて考えていきたいと言っているのか、どちらなのか。

私はね、6月のときにも言いましたけれども、自治基本条例をつくれという条例の意味が、町長はまだ理解できていないのですよ。条例の中身ではなくて、まずは、なぜまちづくりなり、自治なり、基本条例というものがつくられるのかということを理解していただきたいのだけれども、自治基本条例をつかったからといって、行政職員あるいは住民が劇的に変わるということではないのです。

しかし、行政運営の基本理念とか、基本原則を町の総合計画や町長の町政方針、まちづくり基本方針や町の憲章などといったものではなくて、条例という法形式を用いて規定することを選択することには、それなりの意味があります。条例という法形式を採用することは、町民の代表である議会の信任を得て議決され、制定されるということであります。その内容は、たとえ罰則がなくても、法的拘束力を持つことになる。

ここからが肝心です。条例化されることにより、職員はそこに規定する内容に関して、いかげんな認識で仕事を進めることはできなくなります。条例には、町民の権利やまちづくりに関わる様々な義務が行政に課せられているからです。自治基本条例はある意味では、町民との約束事なのです。行政を縛り、拘束するものなのです。ある計画を実行しようとするれば、これまでと違い、担当者の独自の判断で行うということではできなくなります。町長が代わるたび、担当課長が代わるたびに取扱いが変わってくるということにならない。こうして条例などの体系化が図られることによって、徐々ではあるけれども、行政内部の組織対応や仕事の取組方法が変わってくる。職員の意識の変化もそこから生まれていくのだということなのですね。

そして、行政運営が条例どおりに行われているかどうかも常に監視する町民や議会の存在も必要です。定期的な条例の見直しなども行って、町民参加の組織だけでなく、自治基本条例を町民生活の中で意識して生かす。町民の存在が不可欠となります。

このように、条例制定に至るまでのプロセスも重要な要素なのです。行政、町民、職員、議会を巻き込んだ条例の内容を具現化するために、具体的な制度設計とそれを動かす仕組み、どれだけそれを条例に組み込むか、実践するかということが問われています。

つまり、結論から言えば、例えば教育委員会を例に挙げて悪いけれども、給食センターの統合については検討委員会をつくって、そして最終的に結論を出しました。私も一回傍聴させてもらいました。大変いい議論がされていると思っています。

そうしたら、保育所の統合はどうなのだといったら、そういう議論がされていたかというところ、最初はできていました。ところが、その後は急激にほかの施設と併合しますというような話になっている。なぜそうなったかというのは、住民も分からないわけです。そうやって、例えば職員が代わったり、あるいは年が変わると、住民への説明、情報開示も、そして意見を聞く場を保障することも変わってくるのです。

こういうことは駄目だということです。ちゃんと住民の声を聞きなさいと。素案の段階から住民の意見を聞いて、行政の計画に反映する、そういうことが基本条例の中にうたわれているのです。それが基本条例の大きな目的です。住民自治を守る、住民自治を体現する、その

ために自治基本条例があるのです。

町長が、そのことを考えた上で、条例を、例えば何年間かけてつくるために検討していきたいというのなら分かるよ。だけれども、今の説明でいったら、つくるか、つくらないかも含めて検討のような話だったから、どちらなのですかと聞いたのです。どうですか。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 自治基本条例の基本方針については、町民が主役である町民参画という素晴らしい理念に基づいていることは承知しているところでございます。

基本条例に対しましても、策定するに当たって、体制の課題や策定委員など、先ほどお話ありましたように、プロセスの中で大変難しい問題も多々あるかと思えます。そういった点で慎重に検証させていただきたいということでございます。過去の自治基本条例を制定しているところも再度慎重に検証させていただければと思うところでございます。

仮に、ほかのところで、岐阜県の梅津市ではございますけれども、ここは市で委員会を設置して、その委員会で自治基本条例の制定に関する学習会を数回実施し、条例が必要かどうかの検討で2年間かかっているところでございます。さらに制定するとした場合に、市民が主役となって話し合いを行い、条例の素案を策定し、その後パブコメをして、その間3年間。そしてまた、市役所職員がいろいろ様々必要な加筆、修正を行い、再度委員会に諮って、議会で審議して1年間。大体おおむねの期間が、立案から条例の制定まで5年から6年かかっているところでございます。

そういった観点で、時間軸も鑑みながら、今お話しされたように慎重に検証をさせていただきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 検証することと推進することとは違うのだと思うのですよ。分かっていると思いますけれども。

非常に消極的だなというふうに思います。行政において民主主義が徹底されるかどうかと、行政の意思決定のプロセスで、まず情報を町民に等しく提供するという。そして意見を聞くということ。審議会などが開催された場合は、その審議の過程や内容を公開するという。そして一定の方針が出れば、その方針を提示して、そしてまた意見を聴取するという。その後、方針を決定し、決定内容をまた改めて住民に周知し、実行するという、こういう一連のプロセスは条例がなくてもこれは当然行政としてやるべきことなのです。ただ、それを人が代わって、これを手抜きするということがあってはならないわけで、それをしっかりと条例化するというを私は求めているわけです。

そういう意味でいうと、今、道内でも3分の1の自治体が自治基本条例をつくっているのですよ、名前は違いますが、まちづくり基本条例であったり。そういう中であって、町長は、この先も5年、6年という話をしていますけれども、私は、はっきり言ってやる気がないのだと思いますよ。やる気があったら、今からでも検討会を立ち上げて、町民の意見

を聞く、そういう取組をしたらいいと思うのですよ。そういうことを明言されないということですから、やる気がないのだなということで、非常に私は残念に思います。

さて、次、最後に行きます。

洞爺湖町における外国人就労者の支援について伺います。これはそんなにかけません。

2018年12月には、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が成立しました。改定入管法によって、特定技能1号の在留資格が1年ごとの更新制となったわけです。

今、JAとうや湖は、2022年度から在留資格の特定技能1号を要する外国人就労者の受入れを実施して、町内の元教員住宅に入居させています。さらに新年度からは、町の普通財産である元教員住宅1棟を取得して、農業就労者の宿泊施設として利用する方針です。

さて、一方で、噴火湾漁協に属する漁業者は、個別に外国人就労者の住居を確保し、雇用しています。行政の支援を全く受けていません。漁業者からは、農業就労者同様に基幹産業支援のために行政の支援を求める声が上がっています。

そこで伺います。1点目に、外国人就労者を受け入れている戸数と人数、主な国籍など分かれば教えてください。二つ目、漁業者の中で外国人就労者を受け入れている割合、受け入れていない漁業者もいると思います。どのくらいいるかと。それから三つ目、就労者の待遇とか生活環境はまちまちだと思いますが、外国人就労者を受け入れていることに際して、漁業者がどんな負担をしているのかと。四つ目、最後です。漁業者が個別に外国人就労者の確保に努めていますが、漁協や行政とどのように関わりを持っているか。

特に、すぐには難しいにしても、基幹産業を支援するという立場から、行政が担い手となって外国人就労者の雇用を促進できる対応にぜひ取り組んでいただきたいと、そのことを最後に質問したいと思います。

○議長（大西 智君） 4件ほど。

原産業振興課長。

○産業振興課長（原 信也君） ただいま4点ほどのご質問がございました。

まず1点目、現在外国人就労者を受け入れている戸数と人数、要は現状ですね。こちらのほうは、いぶり噴火湾漁業協同組合の聞き取りで、受け入れている戸数は、現在8漁家で16名受け入れております。主な国籍につきましては、ベトナム人5名、インドネシア人11名、計16名になっております。年代ですけれども、20代が大半で、30代の方が若干名いるというふうに聞いてございます。

2点目のご質問でございます。外国人を受け入れている割合と、受け入れていない漁業者はいるけれども、それはなぜなのかということでございます。まず、受入れ割合ですけれども、ホタテ養殖漁家25戸のうち、8戸が受け入れておりますので、割合としては約3割というふうになっております。受け入れていない漁業者につきましては、まず外国人を必要としない漁家や受入費用が高額など、そういうような理由等で受入れをしていないということになってございます。

三つ目の質問でございます。漁業者の負担や対応ということでありまして、外国人就労者の受入れにつきましては、管理団体を通じまして漁業者が直接受入れを行っている状況です。受入れの際の住居につきましては、各漁業者が住居を用意し、受入れを行っている状況です。漁業者の負担については、入国費用として約30万円から40万円、賃金が毎月約16万円から20万円、管理団体へ毎月2万5,000円から3万5,000円となっております、1人当たりおおよそ年間250万円から300万円程度かかっているような状況でございます。

4点目のご質問です。漁業者が個別に外国人就労者の確保に努めているけれども、漁協や行政はどのような関わりを持っているのかというご質問でございます。現在、外国人就労者の受入れにつきましては、漁協や行政は関わっておりません。漁業者個人で管理団体を通じて受入れを行っておりまして、漁業者の自助努力により確保している状況となっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 時間もないので、まとめていただければと思います。

立野議員。

○5番（立野広志君） 状況は分かりました。それで、漁業者についても、就労者確保のために、町としても住居の確保含めて、様々困難な問題があるかもしれませんけれども、ぜひ積極的に支援に取り組んでいただきたいというふうに思うのですが、その辺の考え方としてはどうなのでしょう。

○議長（大西 智君） 原産業振興課長。

○産業振興課長（原 信也君） 町といたしましては、外国人就労に関しましてはいろいろな問題があると聞いておりますけれども、まずは外国人の就労実態や問題点、課題などを漁協や漁業者の意見を伺いながら、どのような支援ができるか、今後協議してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 受け入れている漁師の方から聞きましたら、農協が受け入れている状況と違って、非常に家族的な対応をしていると。一緒に働く仲間として、また家族同様に誕生会をやったり、それからクリスマスをやったり、あるいは町のお祭りに参加してもらったり、そして時には回転寿司に連れて行って一緒に食事をしたり、そういった温かい対応をしているのですね。

そういうようなことも含めて、今後、就労者の確保に向けて、町が漁業組合、あるいは漁師の方々ともよく相談して、受入れできる方向でぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。そういうことを私の最後の質問項目にしたいと思います。

さて、私も、今回の議会で最後となります。さきに述べた国と自治体との関係といっても、今まさに戦争か平和かということが問われる大変危険な状態だと。そしてさらに、町民の個人情報様々形で利活用に使われていくと、企業の儲けの種にされていく危険性がある

るということだけに、町長としては、こういった町民の暮らし、そして営業、またはプライバシーを守るために、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

私が所属する日本共産党は、今年で101年目を迎えました。日本共産党が誕生した第一次世界大戦後の時代は、総力戦が強調されて、武力戦だけではなく思想戦が重視されました。だから、私たち共産党をはじめ、社会主義者は最初からいばらの道を歩まざるを得ませんでした。侵略戦争に反対する共産党は、内なる敵と位置づけられ、非国民、国賊とって弾圧されたわけです。当時の政党や大手新聞が侵略戦争を支持・礼賛する体制翼賛の状況の中で、それと一貫して戦った政党が日本共産党です。そして今もまた、岸田政権によって大軍拡に反対して平和を守る論陣を張ってきました。侵略戦争の反省から生まれた平和憲法に反して、今の政権は敵基地攻撃能力の保有と大軍拡に乗り出してアメリカが引き起こす戦争の矢面に日本が立たされる道を突き進んでいます。新しい戦前と指摘する著明の方もいます。こういうときに一貫して反戦平和の旗を高く掲げて一步も引かない、それが私たち日本共産党の存在意義です。「国民の苦難あるところ日本共産党あり」、その立場で私も引き続き取り組んでいく決意を述べて、ここで一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（大西 智君） これで、5番、立野議員の質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開を午後2時40分といたします。

（午後 2時30分）

---

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 2時40分）

○議長（大西 智君） 引き続き、一般質問を続けます。

次に、2番、大久保議員の質問を許します。

2番、大久保議員。

○2番（大久保富士子君） 2番、大久保富士子でございます。

私は、令和5年3月定例会議において、さきの通告に従いまして、順次一般質問をさせていただきます。

このたびの質問は、1点目は、虻田地区の町道の工事計画について、2点目は、町におきまして事業を開始いたしました「出産子育てサポート給付金」事業の子育て支援について、2点をテーマに質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

2022年は、世界が衝撃と同様に包まれた激動の一年となりました。ロシアによるウクライナ侵略、そしてコロナ禍と、社会が大きく変化する中で、個人の抱える問題、状況は複雑化し、行政はきめ細やかに対応する局面が増えています。

こうした中で、地域の声なき声に耳を傾ける地方議員、議会の役割が一層大事になってきております。地方には、地方に合った政策を進めていく、その心構えがあると地方の自治は充実してくると思われま。それを推進するのは地方議員の役目とも言われておりま

す。私たち公明党は、生活現場の小さな声を聞く力を特徴の一つとして掲げています。本年、私は心新たに小さな声を聞く力を磨いてまいります。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

現在の車社会に必要なインフラとしての一つである道路ですが、それらの中に町で管理をしている町道があり、産業の発展、生活の向上、私たち、子どもたちの通学路など、様々な目的に重要な道路であります。町におきましても、計画的に事業を実施して整備、維持管理に取り組んできたと思うところでございます。

そこで、虻田地区の町道の工事計画についてお伺いいたします。町道の老朽化が進み、住民が住みよい環境整備に向けて計画的に令和2年度、3年度に実施した虻田地区の工事の内容と地域について、確認のためにお聞きいたします。

○議長（大西 智君） 若木経済部長。

○経済部長（若木 渉君） 町道の整備ということでございます。虻田地区に限定した中でということで、虻田地区の環境整備として、面的な道路整備につきまして実施してきた内容につきましてご答弁させていただきたいと思っております。

こちらにつきましては、平成30年度より実施してきたところでございますが、このうち質問のございました令和2年度から3年度に虻田地区で実施しました事業につきましては、まず令和2年度につきましては、本町4区から本町7区付近及び清水地区の町道を6工区に分けて発注してございます。

1工区につきましては、ウトウラノ付近からエネオス横、国道37号との交差点付近までの町道浜通り線、こちら路線延長170メートル区間でございます。2工区については、ひかり薬局横、国道37号との交差点から山側の町道高台2号線及び3号線ということで、路線延長210メートル区間、3工区につきましては、ひかり薬局付近、国道37号と並行に高砂公園付近までの町道高砂8号及び9号線、路線延長220メートル区間、4工区につきましては、高砂公園付近から虻田コミュニティセンター付近までの町道高砂4号・8号及び10号線、路線延長550メートル区間、5工区につきましては、虻田コミュニティセンター付近から旧国道230号、町道の板谷川大通り線と言いますけれども、こちらの付近までの町道高砂5号・6号・11号及び入江10号線の路線延長490メートル区間、6工区につきましては、洞爺湖町清水友愛の里付近の清水3号線、路線延長700メートル区間ということで、路盤の置き換えですとか舗装のほか、側溝や縁石の更新工事を総延長2,340メートルの区間におきまして、事業費総額1億5,252万6,000円で実施してきたところでございます。

続きまして、令和3年度でございますが、令和3年度につきましては、入江1区から入江3区付近ですとか、あと本町4区から5区付近、そのほか清水地区などの町道を5工区に分けて発注しまして、1工区につきましては、虻田コミュニティセンター付近から町道板谷川大通り線付近までの町道入江2号・6号・7号、路線延長370メートル区間、2工区については、町道板谷川大通り線と板谷川の間に挟まれた国道37号線沿いの付近でございますが、こちらの町道入江8号・9号線、路線延長160メートル区間、3工区につきましては、虻田

体育館西側の町道旭町高砂線、路線延長220メートル区間、4工区につきましては、虻田小学校プール北側の町道栄町12号線、路線延長70メートル区間、5工区につきましては、清水亮昌寺付近の町道清水3号線、路線延長540メートル区間におきまして、路盤の置き換えや同じく舗装のほか、側溝、縁石の更新工事を総延長1,360メートル区間において、事業費総額6,914万6,000円で実施してきたところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○2番（大久保富士子君） 平成30年度より計画的に選定順番を考慮して、住民の方の安心・安全性の確保に向けた工事を実施してきたと思うところでございます。そして、計画工事終了後も要望を受け、随時町道の修繕工事に取り組んでこられたと思います。

去年は、私も住民の方よりご要望を受けて速急に対応していただきました。そこで、住民の方より町道補修の要望やお問合せなどがありますか、お聞きいたします。

○議長（大西 智君） 若木経済部長。

○経済部長（若木 渉君） 町道におきます補修などの要望でございますが、こちらにつきましては、町道の穴埋めなど、軽微な不具合か所につきましては、気づいた住民の方などから情報をいただきまして対応している状況でございますが、こうした補修依頼に限ったものではなくて、町の担当者がパトロールなどによりまして発見した場所につきましては、その都度対応しているような状況となっているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○2番（大久保富士子君） 随時対応していただいていることは理解いたしました。

町政執行方針に、「道路・交通網の整備については、町民生活の利便性を確保する上で重要な生活道路であることから、安全で安心な道路環境の推進保全に努めるとともに計画的な町道の整備を進めてまいります」とあります。

そこで、今後、計画的な町道整備の予定がありますか、お伺いします。

○議長（大西 智君） 若木経済部長。

○経済部長（若木 渉君） 今後の道路舗装整備計画ということでございますが、これまで整備を実施してきた町道につきましては、路盤材の厚さが十分に確保されておらず、冬場に凍上の被害を受けて舗装面の傷みがひどい箇所ですとか、側溝などの排水施設の損傷が著しい箇所などを中心に改修工事を実施してきたところでございます。

今後につきましても、舗装や側溝などの傷みがひどい箇所を現地確認の上、損傷がひどい箇所につきましては既に道路改修に向けた計画を立てているところでございますけれども、いかんせん、財政的な事情もありますことから、財政部局とも十分協議しながら、でき得る範囲での整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○2番（大久保富士子君） 財政的な事情は理解をいたしました。適切な対応を期待しており

ます。

また、有珠山噴火の避難の際に道路環境が大事です。そして町道は、住民生活においても重要なものであります。住民の方々から、道路の陥没により車両事故等の不安な声を寄せております。総点検の要望もあります。住民の安全性と住みよい環境整備に向けて、虻田地区での町道の総点検を行い、補修工事に取り組む考えがあるか、お聞きいたします。

○議長（大西 智君） 若木経済部長。

○経済部長（若木 渉君） 町では、これまでも定期的に町道のパトロールを実施しまして、不具合箇所の把握に努め、その際発見した軽微な不具合箇所につきましては、その都度迅速な修繕対応に努めているところでございます。

また、道路パトロールとは別に、町道の橋梁につきましては、洞爺湖町橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして、5年に1回定期点検を実施しているところでございます。

町道の総点検ということでございますが、点検漏れですとか、点検時には発生していなかったのですが、その後間もなく発生した不具合箇所など発見には至らずに、住民の方などからの情報によりまして把握できたケースがあるのも事実ではございますけれども、路面状況というのは日々変化している状況でございますことから、今後につきましても、一過性の総点検ということではなくて、定期的な道路パトロールを継続して実施してまいりたいと考えているところでございます。

また、点検の結果、修繕すべきエリアが広くて多額の工事費を要する箇所が発見された場合につきましては、財政部局と協議しながら年次計画を立てた上で、予算の許す範囲ではございますが、町道の安全・安心の確保に向けて必要な道路整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○2番（大久保富士子君） これまで、定期的にパトロールを実施して対応に取り組んできたことは理解いたしました。また、迅速な対応も承知しているところでございます。

ですが、老朽インフラの対応として、道路機能に支障が出る前に対応を行う予防保全や持続可能で効率的な維持管理を推進するために、雪が解けた春には町道の総点検に取り組むべきと思います。職員で実施するには財源もかからないと思いますし、児童生徒の安全のためにも通学路でありますことから、線路より上の町道への総点検の提案をさせていただきまして、次の質問でございます。

2022年昨年、全国で生まれた赤ちゃんの数、出生数は前年比5.1%減の79万9,728人で、統計開始以来、初の80万人割れとなったことが、28日、厚生労働省の人口速報値で分かりました。国が2017年に公表した推計は、速報値の80万人割れを2033年度に見込んでおり、予想より11年早いペースで進んでおります。

過去最大の減少幅に、岸田総理大臣は、出生数減は危機的な状況だとの認識を示し、少子化の傾向を反転させるために子ども・子育て支援を具体化し、政策を進めていくことが重要

と強調しました。

加速する少子化に歯止めをかけるとともに、様々な課題を克服するために、公明党は子育て応援トータルプランの策定を重要政策に掲げました。また、国の想定を上回るペースで少子化が進み、社会基盤の維持が懸念される中、子ども・子育て支援が我が国の隠れ安全保障と訴え、その拡充に総力を挙げております。

そして、厳しい少子化の現状を受けて、政府は、社会機能を維持できるかどうかの瀬戸際との認識を示しております。とりわけ、支え合いの仕組みである社会保障は、少子化の影響はもろに受け、維持が困難になるおそれがあると懸念されています。

当町におきましても、子どもへの支援と子育ての環境改善は人口減少を抑制する上でも重要と位置づけして、昨年より子育て支援に対し力を入れております。

そこで、子育て支援についての質問でございます。特に、妊婦、出産から乳幼児期にかけてお子さん一人一人に寄り添いながらしっかり相談体制をつくり、妊婦・子育て家庭への一体的な取組（出産・子育て応援交付金）が実施され、当町におきましても「出産子育てサポート給付金」事業が開始されております。その支援内容についてお聞きいたします。

○議長（大西 智君） 末永健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（末永弘幸君） ただいまのご質問の件でございます。

国におきましては、昨年12月に妊娠期から出産、子育てまでの、特にゼロ歳から2歳の低年齢期のお子さんをお持ちの子育て家庭への育児に関する相談支援と併せまして、経済的支援を一体的に実施します出産子育て応援交付金事業を創設してございます。

当町におきましては、令和5年2月より本事業を開始してございまして、令和4年4月1日から令和5年1月31日までに妊娠出産をされたご家庭の方につきましては、妊娠届出時の面談、それから出生届出後に訪問を既に実施してございますことから、申請書とアンケート用紙を郵送し、提出をいただいております。また、令和5年2月1日以降に妊娠や出産をされたご家庭につきましては、妊娠届出時の面談の際や出生届出後の訪問の際に申請やアンケートをお願いしてございます。

本事業によりまして、出産応援交付金、子育て応援交付金、それぞれを現金で支給しまして出産や育児に必要な用品の購入助成などの子育てに関しての幅広い負担の軽減を目的とした経済的な支援と併せまして、相談による支援を組み合わせ、子育て家庭が抱える複雑な事情などを早期に把握しまして、安心して子育てができるよう支援に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○2番（大久保富士子君） 洞爺湖町は、応援交付金を現金で支給されていることが分かりました。10万円相当の給付をどういう形で行うかは各自治体の判断によるので、現場のニーズに応えられるような対応と伺っております。また、2023年以降も継続的に実施することが決まっているようであります。

対象者に支援の手が行き届きますよう、期待するところでございます。ゼロ歳から2歳児に対する支援は全国的に支援策の恩恵を受ける人が非常に少ない現状があるとされており、安心して子育てができるよう、相談体制も充実していくことが重要と思うところでございます。

それでは質問でございます。当町におきましては、育児支援として出産祝金や育児用品の支給を実施され、昨年より子育て支援を充実されていますが、新たな支援の取組として町独自で実施されている支援についてお聞きいたします。

○議長（大西 智君） 末永健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（末永弘幸君） ただいまのご質問の件でございます。

健康福祉センターにおけます令和4年度からの新たな子育て支援策につきましては、昨年令和4年4月よりゼロ歳児、乳児を対象にしまして、乳児期に特に必要な紙おむつやミルクなどの育児用品を購入することができるクーポン券5万円分を支給しまして、子育て家庭を経済的に支援する事業を実施してございます。

以上になります。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） 健康福祉課におきまして、町独自に実施している新たに子育て支援の強化を図った取組ということでございますけれども、これまで新生児を対象といたしまして給付をしてまいりました出産祝金の給付事業につきまして、第1子、第2子及び第3子以降の金額を令和4年度よりそれぞれ拡充いたしまして、子育て世帯へ給付をしているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○2番（大久保富士子君） 支援の充実に取り組んでおられることは理解いたしました。

令和5年度新年度より、町は子ども医療費無償化を高校生まで拡充、保育料完全無償化、高校生通学費等助成の町内全区に対象を拡充するなどの支援を充実させる予定になっております。

ところで、洞爺湖町にて開業されている医療機関には産婦人科がないことにより、妊婦の方より出産に対しての不安の声をお聞きしています。例えば子どもの一時預かりや妊婦健診を受けるための医療費補助など、様々なサービスが使えるよう工夫をしてほしいとの要望でございます。

そこで、妊婦に対する支援を充実することが大切と思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 末永健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（末永弘幸君） 当町におきます妊婦への独自の支援といたしましては、まず産婦人科の初回受診時の費用について、1万円を上限とした支援や町内の歯科医療機関におきまして妊婦の歯科健康診査を無料で実施しまして、虫歯や歯周病を早期に発見しまし

て低体重児や早産のリスクの低減につながる支援をしている状況でございます。

また、令和4年度より実施してございます出産子育て応援交付金事業につきまして、令和5年度におきましても、現金での支給による継続をする予定としてございます。育児用品の購入をはじめとしまして、交通費など幅広い経済的な支援を趣旨としてございますことから、産婦人科のある医療機関への通院などに係る交通費の負担につきましては、本事業の利用により軽減されるものと認識してございます。

これから出産を控えている妊婦の方に寄り添いまして、子育て家庭への支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○2番（大久保富士子君） 経済的なことは応援交付金などの支援で負担軽減とのことで理解をさせていただきます。今後、相談支援の充実を図り、さらに現場の声を踏まえて、地域に合った支援体制を整えていただきたいと思います。

それでは、最後の質問でございます。

少子高齢化は、世界の課題となっております。急速に少子化が加速して、子育て支援の充実が社会基盤維持の重要な施策と言われております。また、継続的な子育て支援の必要性が全国的な動向であります。

そこで、子育て支援の財政確保も含め、町の見解をお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 私からは、まず重要な施策について述べさせていただきます。日本社会全体の課題として出生数が、先ほど議員からお話ありましたように、80万人を割ってきたといった中で、本格的な少子化対策が議論されているところでございます。国でも、岸田総理が異次元の少子化対策、文言はちょっと変わってきましたが、様々な子育て支援策が検討されているところでございます。

洞爺湖町におきましても、子育て支援に関する予算は子どもたちのための未来への投資であります。子育て家庭への支援は、働く世代の転出を止め、転入にもつながる移住支援策と位置づけ、私の政策にも掲げているところでございます。

妊娠・出産から子育てまで親の経済的負担を軽減し、子どもを安心して育てられる環境整備の充実を図ることにより、子どもたちがより豊かに育っていける支援、取組について、予算をこのたび計上したところでございます。

具体的には、町単独で、主な子育て支援を事業といたしました出産祝金の拡大、おむつ購入費助成、高校生までの医療費無償化の拡大、高校生通学費等助成の拡大、中学校入学時制服・ジャージの支給、保育料の完全無料化、学校給食費に対する補助金など、これを令和5年度予算に計上したところでございます。財源につきましては、過疎債、ソフト事業として、またふるさと納税寄附金とし、持続可能な制度設計となるよう財政運営にも努めていかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○2番（大久保富士子君） 町長の答弁は、理解をさせていただきました。確かに子育て支援は重要な政策と認識しております。そして将来的に社会基盤を支えるために、子育て家庭への支援は重要であり、私も大いに進めていただきたいと思います。

では、お聞きいたします。財源にふるさと納税寄附金を当てる答弁ですが、ふるさと納税寄附金からの充当額をお聞きいたします。

○議長（大西 智君） 藤岡税務財政課長。

○税務財政課長（藤岡孝弘君） 子育て支援に充当したふるさと納税寄附金の額ですけれども、前年度に積立てした基金からの繰入れによりまして、みんなの基金から1,650万円、育英基金から380万円、合計で2,030万円を令和5年度新年度の子育て支援策にふるさと納税寄附金を充てることとしております。

以上です。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○2番（大久保富士子君） 子育て支援は継続的な支援と、先ほども言いましたとおりに思います。町独自の支援の財源に寄附を充てるのは、長中期的な財政負担になるのではないかと不安でございます。町の見解をお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 藤岡税務財政課長。

○税務財政課長（藤岡孝弘君） 子育て支援の充実に要する予算は、令和5年度で約4,800万円を計上したところです。財源につきましては、先ほど町長が言われましたとおり、ふるさと納税の寄附金と過疎債のソフト事業で見込んでおります。

まず、ふるさと納税につきましては、令和4年度現在、今年度ですけれども、決算額を現在の約1億9,000万円と見込んでおります。このうち半分に当たる9,500万円をみんなの基金と育英基金にそれぞれ積立てをしまして、翌年度、すなわち令和5年度の子育て支援の関連事業に充当する仕組みとしております。

それから過疎債につきましては、事業費の充当率が100%でございます。償還額の70%が普通交付税で措置される大変有利な地方債でございます。令和5年度新年度予算につきましても、子育て支援事業のうち、子どもの医療費助成で1,280万円、それから高校生の通学費助成で910万円、合計で2,190万円の過疎債の借入れを予算計上しております。

子育て支援の充実は、単に子育て世帯に対する親への経済的な支援だけではなく、移住定住策の一面も併せ持つ、町としても将来の人口減少に目を向けたときに大変重要な施策であると考えております。

洞爺湖町の人口なのですけれども、令和5年度2月末で8,121人となっております。令和7年度には、2年後ですが、見込みで約7,400人、さらに5年後の令和12年には6,500人まで人口が減少することが予測されております。

このように、財政の負担の観点から、人口規模に見合った持続可能な行政運営と健全な財

政運営が必要だと考えております。まずは見直すべきところは見直し、投資すべきところは投資して、費用対効果を考えて、選択と集中によってメリ張りのある予算執行が必要だと考えております。まずは、今言ったような財源を有効に活用しながら、事業の継続的な実施に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○2番（大久保富士子君） ご答弁ありがとうございます。大切なのは、社会全体で子どもを育てていくという思想哲学を一人一人に広めていくことであり、負担の在り方については行政が丁寧な議論を行い、住民の理解と納得を得ながら検討を進めていくことが大事だと思います。

最後になりますが、子どもや若者世代に対する未来への投資は、人口減少を食い止めると同時に、社会保障の担い手を増やすことにつながるとの認識を広く皆様と共有し、この支援の実現に向けて取り組んでいただきますようお願い申し上げます。私も微力ながら尽力してまいります。

1期4年最後の一般質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

○議長（大西 智君） これで、2番、大久保議員の質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開を午後3時30分といたします。

（午後 3時15分）

---

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 3時30分）

○議長（大西 智君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けたいと思います。

次に、8番、今野議員の質問を許します。

8番、今野議員。

○8番（今野幸子君） 日本共産党の今野幸子です。

通告書に沿って質問していきたいと思います。

学校給食の無償化について伺います。

今、政府が一番優先して取り組むべきことは、少子化対策ではないでしょうか。内閣府の調査によると、理想とする人数は、子どもを産む人数ですが、2人が一番、その次が3人、そして1人、またはゼロというような形で統計が出ています。現実の予定は、それを下回り、一番目の2人ということは一番多いのですが、3人では26.7%が11.5%に下がって、子どもを持たないというところが増えています。この結果では、産み育てる環境や、ここにはジェンダー平等の問題、そういったものも含まれ、子育てにかかる費用など多くの原因が絡んでいます。

以前も学校給食の無償化について取り上げましたが、消費税が8%に上がり、10年近く値上がりがされていなかった。その中で今度は10%になるかもしれない。随分給食センターの

方々がその中でもやりくりをし、普通でも一汁二菜を守って頑張ってくださいました。今度は消費税も10%に上がるかもしれない、そういった中で、これはもう上げるしかない、こういった状況で給食費が上げられました。

そのとき、数少ないアンケートの回答ではありましたが、「仕方がない」8割、そして残りは「賛成」と「反対」。その8割の「仕方がない」というのは、仕方ないけれども賛成するという賛成にカウントされたと思いますが、その仕方がないというところには、本当は上げてほしくない、この気持ちがあったと思います。

ただ、残念に思うのは、「仕方がない」が、運営委員会の中で「反対の意見は全くございませんでした」という答弁をいただき、仕方ないという人の気持ちが、少しも、みじんにもそこに現れてこなかったことがとても残念に思われます。

値上げについて、新たな給食費について、経済の大きな変動がない場合、5年継続するとの回答でした。その上、食材、単価に副食材料で調整できない大幅な変動があった場合は、この限りではないとも言われました。

現在の物価高騰は、いまだとどまることはなく続いております。給食費が値上げされたときを超えているのではないかと思われます。

また、令和5年度の教育行政執行方針の中に、「学校給食につきましては、高騰する物価への対価として本年度は一定額の補助を行う」と書かれています。本年度というのは、この一定額の補助を、来年度ですね、令和5年度の執行方針ですから、6年度ですね、のときにはこの補助を行わずに打ち切り。この状況下で、給食費の見直しにより値上げされる可能性があるということですか。初めに確認したいと思います。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） 給食費につきましては、本年度急激な物価高騰を受け、国のコロナ地方創生臨時交付金を活用し、給食費の一部助成を行ってまいりました。しかしながら、物価高騰が次年度以降も継続した場合、児童生徒の健全な発達に必要な質と量を確保するためには、現在の給食費では食材調達が賄えない可能性はあります。

一方で、給食の食材に要する経費は、保護者が負担するという学校給食法の定めがございます。本来であれば、物価高騰分は給食費を値上げし、保護者の負担をお願いするべきであるとは考えますが、長引くコロナ禍での経済状況の低迷や急激な物価上昇に対して賃金アップが追いついていない、そういったことを総合的に判断し、令和5年度は現状の金額を維持し、一定額の補助をすることで給食費を上げない施策としたいと考えております。

令和6年度やそれ以降の給食費の値上げの可能性につきましては、今後、国が行う物価高騰対策や経済状況などを見据えた上で判断する必要がございますので、現在のところは未定というような状況でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 今、令和6年度は上げないということで捉える、でいいのですね。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） 令和5年度は一定額の補助をして給食費を上げない施策は取りませんが、令和6年度以降、それを継続するかどうかは現在未定でありますという答弁でございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） それでは、今物価高騰に対して補助を出しているお金は、打ち切るといふ形を取るといふことですね。それは引き続き行っていただけるのでしょうか。その上で考えるということでしょうか。

○議長（大西 智君） 違いますね。もう一度答弁をお願いします。

高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） 令和6年度に補助継続するかどうかにつきましては、国が今年これから行う物価対策とか経済状況とか、賃金の上昇率ということを見据えた上でどうするかを判断していきたいというふうに考えてございますので、令和6年度継続するのも、上げるのかということも、現在は決まっていないという形でございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 給料の上がらない年、これが続き、年々貧困の貧富の格差が拡大しています。その中で、貧困が私たちの暮らしに一番分かりやすく現れているのが安価な食材です。少しでも体によいものとして選ぶのではなく、少しでも安いものを選んでしまいます。

スーパーなどでも豆腐一つ取っても、安い豆腐から有機大豆使用としてのちょっと高額な豆腐までランクづけされています。年収600万円以上と年収200万円未満の人たちの生活を比べてみた調査では、200万円未満では肉や果物が男女とも少なく、栄養不足の減少が既に起きているという、これは朝日の記事に載っていました。そして、経済の格差が食事の格差として現れているということです。

また、和食の文化として米の消費量、米を主食する国々に比べ、日本は1人当たりの消費量が一番多いバングラデシュの約4分の1、世界で第50位、消費量が昭和30年をピークにして下がり続けています。和食文化は体によい。よく外国の人たちからも和食が見直されています。しかしながら、多くの国々に認められてはいますが、今バランスの取れた食事ができるように、食事の格差を少しでも補う、そういった栄養も含めて取れる、そんな食育の面から学校給食の重要性が問われています。

洞爺湖町として、学校教育の中で学校給食が果たす役割、これをどのように捉えていますか。お聞きします。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） 議員もご承知のとおり、学校給食は、昭和29年法律第160号で制定された学校給食法に基づき実施しております。法律の第1条に法律の目的が書かれておりますが、この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであ

ることに鑑み、学校給食及び学校給食を利用した食に関する指導の実施に関し、必要な事項を定め、もって学校給食の普及及び学校における食育の推進を図ることを目的とすると定められております。

また、平成20年の法律改正では、食に関する正しい理解と適切な判断力を養うという点が盛り込まれ、いわゆる食育を重要視する観点から、この推進も新たに盛り込まれたところでございます。

教育委員会といたしましては、学校給食法に定める法律の目的の実現に向け、健康の保持増進や望ましい食習慣を養うこと、自然からの恩恵や生産者への感謝の気持ちを養うこと、伝統的な食文化の理解を深めるなど、七つの項目にわたる学校給食の目標の達成に向け、栄養教諭を中心として取り組んでいるところであり、さらに貧困問題など、経済的な面からも学校給食の重要性を認識しているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 今言われた食育の捉え方は、もう授業の中の教材なのですよ。もうほかの教科と一体となって進められている。そうしなければならない。こういうふうに出ているはずですよ。

今、日本全土において、急速に給食費の無償化が市町村に限らず、大都市にまで広がっています。小中学校ともに無償化は256自治体、そして小学校のみの無償化は6自治体、そして中学校のみが11自治体、このように広がっています。今なおこれが増えている段階です。

また、青森市や岩国市、東京葛飾、千葉県の市川市、水戸市や品川、こういったところにも今増えてきています。この中には、全部の給食費、そのほかに、今言った自治体のほかに、半額補助、それとも第2子、第3子からの無償、そして中学3年生だけに絞る、こういった補助の内容も様々です。北海道でも既に31町3市3村が無償化となっています。これには今の一部補助は入っていません。このほかに、そして期間限定や学年限定、今言った2子、3子の限定などの一部補助が始まっています。

2020年に政府が行った意識調査、「子育て支援で何が一番必要か」では、こういったアンケートの中では、「教育費の軽減」と答えたのが7割を示しています。小中学校において、給食費は大きな負担となっています。給食費は教育費ではないという人もいますが、様々なデータからは、学校へ通わせるためにかかる費用、学校に行くことによってかかる費用、これ全てを教育費と捉える家庭が多いようです。

日本は、家庭における教育費の負担の割合は、国際経済的全体で協議をする国際機関OECD諸国の中で最も負担が大きく、そして子育てに重くのしかかっていることが示されています。これは、少子化の大きな原因にもなっています。

文部科学省は、「学校給食法の趣旨をあらゆる場面で伝える。そして財源についても、市町村の予算規模の1%あれば学校給食無償化が実現できることは各地の試算で明らかになっている。だから進めなさい」このようなことが言われています。

当町では、この1%にも満たない、この何分の1か、この金額でこの無償化はできます。洞爺湖町において、小中学校を無償化としたならば、金額は幾らほどで、町予算の占める割合は何%くらいになりますか。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） 給食費の総額は、小中学校合わせて、おおむね1年間で3,000万円程度でございます。予算に占める割合は、令和4年度当初の一般会計歳入予算と比較すると、0.4%程度でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 前回、給食費無償化を取り上げたときに、学校給食法では、先ほど答弁されましたように、食材費を保護者負担としていると言われました。1954年の文部事務次官通達に、自治体に食材費を負担する事を禁じないと明記されています。また、岸田首相も保護者が負担する学校給食費を自治体が補助することを妨げるものではないと国会で答弁しています。

こういったことから、自治体の判断一つで給食費の無償化は実現することは可能です。先ほど言った給食費、学校給食法、これがあるからできないということにはなりません。また、何よりも憲法26条において、全ての国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する。全ての国民は法律を定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。こういった、義務教育はこれを無償とする、この無償を保障しています。

経済協力国際機構OECDの調査によると、日本の平均賃金は1990年から2020年、30年間ほとんど上がっていない。このような調査が出ています。韓国やアメリカでは、200万円ほど、その期間の間に伸びています。それに対し、日本は僅か18万円の伸びだということです。2020年の平均賃金は、先進国の中で本当に下のクラスです。多国と比べることで、これははっきり分かります。

長年にわたる経済の背景、こういった停滞する経済の背景には、バブル崩壊、その後、1990年代から2000年代に新卒を迎えられた氷河期世代と言われる世代が、そこに入っています。この人々が社会的な支援がないまま活躍の場を奪われ、その状況が改善されないまま、その後に消費税が3%、8%、そして10%、このように消費税が上げられ、それだけではなく、人件費も削るような非正規雇用の導入、それに加えて、派遣労働者の原則自由化が行われるなど、社会の流れの下、物価上昇に対し、給与の伸びは追いついていません。これは、先ほど答弁でもあったように、このような現状が現実です。1990年の賃金よりも今の実質賃金は下回っているのではないかというデータも出されています。

厚労省の国民生活基礎調査、2021年の調べです。世帯主の年齢階層別の1人当たりの平均所得金額は、30歳から39歳、40歳から49歳、これは10年、10年で分けているからこういう形になりますが、この30歳から49歳、この年代は全年齢の階層の平均賃金、平均所得額より低

いという、そういった結果も出ています。ちょうど第2ベビーブーム時代です。しかも、今子育ての真っ最中の世代でもあります。

文部科学省でも、この学校給食の食育、児童生徒の健康課題の解決のため、現在の学校での指導においては、それぞれの教科などの目標を達成するため、その点においてからでも健康教育の一環として食に関する領域や内容が取り扱われている。また、教科を横断的に指導して関連性をつけ、そして学校教育全体で食に関する指導を進めていくことが必要ですとされています。ここから察することは、この食育を除くことによって、ほかの教育の目標が達成できない、このようにも取ることができます。給食そのものが、もう教科書と同じ扱いになると言っているのです。

こういった子育て中の経済的問題、そして食育の面、そしてこういった憲法の面、そういった面からも考えても、学校給食の無償化は必要であり、するべきだと私は考えていますが、どうでしょうか。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） 給食費の無償化といった部分でございます。

給食を活用した栄養教諭の食育授業といったもの、食を通じて学んでいくということは、実際現在も行っているところでありまして、それは授業として行っております。ただ、本来給食というのは、今のところ教材扱い、教科書とはなっておりませんので、それをもって無償化にするというのは、少し難しいのではないかなという形で考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） 学校給食を教材といったような形で捉えるかどうかといったような部分でございますけれども、学校における食に関する指導というのは、学校給食だけではなくて、例えば家庭科の授業であったり、また保健体育の授業、それから学級活動の中における生活指導と、様々な教科、領域において、総合的に食育を進めていくという形になっております。その一つとして給食の指導を、給食を窓口としながら食育の指導を行っていくといったようなことでございますので、教材という形では今のところは捉えていないというのが実態かなというふうに思っているところでございます。

ただいま議員から指摘のございました給食の無償化についてというのは、大変必要などうか、重要な視点だとは思っておりますけれども、現在のところ、それらについて何か前に進めてといったような考えはございませんので、ご理解をいただければというふうに思っております。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 国や文部省、そしてそういったところでも、こうやって進めなさい、このように大切なのだよ。先ほど国と連携してなんて答弁がありましたけれども、こういう面については、連携しないのですね。

下道町長には、この食育の重要性を理解していただいていると、そう思います。保育料の

無償化の実現に向けたときに、この副食も含めた完全無償化に結びつけていただきました。そのときにも、この食育の大切さを語っていただきました。

今や、この給食は、食育として立派な教材なのです。それは、先ほど言ったように、文科省などでも語られています。

日本栄養改善学会、こういった学会があるのですね。そういった学会の会議で行ったシンポジウム、そこでのアンケートです。「これまでの栄養教育、栄養指導と食育に違いがあるか、ないか」の質問に対して、「今までの栄養教育や栄養指導の食育の捉え方とは違う」と答えたのが半数以上です。「今までと変わらない」これが20%、18%が「分からない」でした。ただ、ここのアンケートには、自治体といった政治関係者からの答弁がアンケート用紙の返答が7%と非常に低いもので、これに答弁してくれた、アンケートに返答をくれた80%を超えるのが女性でした。

学校における教育の推進が法令等の定めにより、学校保健安全計画、そしていじめ防止など、指導に関する事項や学校運営に関する事項を位置づけています。そして栄養教諭が実践的指導を行う場合、校長が食に関する指導の全体的な計画を作成することが定められています。先ほども言いましたように、まさに食を通しての食育、これはただ食べるだけではありません。食材がもう教科書としては捉えられないと言いましたが、本当に教科書の役目を果たしている、こういうふうにとれる答弁です。

確かに子育て支援、ほかにもあります。しかし、ほかにもこういった支援がありますよ。だから全体のバランスを考えるといけないからできません。そして財源が限られているのでできません。低所得者や生活保護もあり、そういった低所得者に対する支援は、そこで補われています。だから、それはできません。こういった返事は一般質問するたびに必ず返ってくる答えです。まるでせりふを聞いているかのように。このような答弁、本当に何度ともなく聞いています。

今年からは、保育所の副食費ですね、そういった保育料も無料化、そして18歳までの医療費無料化、こういったものにも踏み切っていただけました。百歩譲ってですよ、今後できるだけ早く給食の無償化実現に向けて検討していただくことはできますか。その考えはありますか。町長、お願いします。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、教育長のほうから給食を活用した栄養教育の教諭の食育授業、職を通じて学ぶことは多くあると。その中で、給食無償化については、非常に難しいということでした。また、先ほど2番議員のほうからもありましたように、子育て支援について、今一生懸命制度設計をしながら進めているところでございます。

そういった中で、今後とも持続可能な制度設計を進めていく中で、現状では、給食のほうは今回の予算の中で令和5年度のほうでは学校給食会計に対する補助金を170万円ほど上程させていただいておりますので、そういった中でれんがを積み上げるように一つ一つ進めていかなければいけない。何でもかんでも進めていくというわけにはいかないと思います。

議員の皆様からも、拙速に動くなといったご指摘もございますし、そういった点で、やはり予算を担保にしながら前に進めていかなければいけないという思いでございますので、今の学校給食無償化については、非常に難しいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 先ほど、立野議員の一般質問の中の答弁で、軍事拡大、私は大軍拡大と思っていますけれども、これは必要である。だけれども増税は反対、そういった答弁が聞かされて非常につかりしているところでございます。

もし増税が反対で、大軍拡大にならない、今の軍事を拡大させていく、そうなるとうなるか。増税なしでそれを進めるとなると、社会保障や、そして教育予算、当然削られます。そして支出を抑えるため、一番大きい公共施設、これは学校に当たります。こういった学校施設、こういったものがどんどん直されることなく、そして、なくなっていきます。

先ほども、人口が減っていく、そしてその人口に見合った予算、こういった答弁もありました。この見合った予算というのは、少ないなら少ないの予算ということですよ。ということは、いつまでたってもよくなるということ。それ以上の予算を立てて、そして改善をしない限り、はい、人数が減りました、はい、これは減らします。子どもが減りました、はい、子どもの施設これだけ減らします。これでは、いつまでたっても町政はよくなるし、子どもも増えることはないと思います。見合った予算では駄目なのです。それをいかに増やしていくかなのです。

この軍事にかかる費用、この一部があれば、年金が下がることもないし、高齢化の医療費も2割になることもない。当然この給食費も、全国どこでも無償化になる。このくらいの費用はあつという間です。これらができないという、そういった事態が今起きている。だから、いつまでたっても見合った予算で、はい、やりますでは、改善はできません。

町長、この見合った予算を立てるといふ、この計画、この予算の立て方、どう考えますか。

○議長（大西 智君） もう一度質問の要旨をまとめてもらえますか。

今野議員。

○8番（今野幸子君） 人数に合った、それに見合った予算では、一番先に先ほど言ったように、学校に関する教育施設、そういった社会保障、そういったものがなくなるわけですよ、国から。国の支出を抑えるという点からいって、なくなるわけですよ。そこ、いいですか。

増税をしないで軍事を拡大するには支出を抑える。これは国の問題です。支出を抑える。その支出に関わるのが、そういった教育費や福祉、そういったものにかかってくるのです。

そういった中で、町の予算の組み方も、人が減っているから予算もこういった小さな予算でいいと。人数に見合った予算の立て方を。それでは、いつまでたっても改善はできないのではないかと……。 （「休憩」と発言する者あり）

○議長（大西 智君） 暫時休憩いたします。

（午後 4時11分）

---

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 4時13分）

○議長（大西 智君） 今野議員の質問から始めたいと思います。

8番、今野議員。

○8番（今野幸子君） 子どもが減ることによって、それに見合った予算化をする。これでは、いつまでたっても子ども支援といったものが膨らんでこない。そういった人数に見合った予算の立て方、これだけをやっているよるしいものですかということを知りたいのです。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） すみません、質問の趣旨がしっかりと把握できなくて申し訳ございません。

予算立てに関しましては、毎年毎年の中で計画を立てていくということで、仮に50に対して70、80の予算というのは、今やはり優先順位がございますし、様々なメニューがある中で、今、議員おっしゃった、いわゆる10あれば、それに対してもっと大きく予算立てをするということは、恐らくこれはもっと細かく言うと、マクロ経済学的なものだと思うのですが、ただ、財政的なものでいきますと、財政支出に関していきますと、それは限られた範囲の中で財政支出をしていかなければいけないので、例えば景気を上げていくとかという場合にはそういったこともあろうかと思いますが、こういった自治体の予算立てに対しては、そういった積極的な財政というのは、これはまた別な国の話の形かと思っておりますので、こういった限られた予算の範囲の中で子育てというのは、自治体ではなく国の考えの中であらうかと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 私は、今、給食の無償化を取り上げてやっていて、町の子育て支援、これは国も同じなのですから、町の子育て支援、これは経済の発展のためにも、この洞爺湖町の発展のためにも、最優先で行わなければならない対策だと思っております。そして、今の学校教育の中で大きく保護者の方たちに重くのしかかっているのが学校給食なのです。そういったことで、常に決まり切った予算立てではなくて、やっぱり最優先してほしい、ここを私は言いたいのです。それを最優先することによって、町も、結局は人口も増えてきます。そうすると、そういったことで今度は、地方からの移住者も出てきます。それは、今度は経済にもつながってきます。

だから私は、いろいろある中でも子育て支援としての給食費、今子育て全般を言っているわけではないのですけれども、もちろん全般なのですから、今私が言っているのは、その中で一番重く感じられている給食費を取り上げているだけにすぎません。その子育て支援をいかに増やすか、これを考えてほしい。これを言いたかったのです。

それと、先ほど返答がはっきりされていなかったと思うのですけれども、今後できるだけ

早く給食の無償化の実現に向けての検討、これはしていただけるのですか。それとも無理と、もう終わりですか。

○議長（大西 智君） 先ほど答弁したと思うのですけれども。

○8番（今野幸子君） それは、給食の無償化はできないという答弁だったと思います。

○議長（大西 智君） もう一度答弁しますか。

渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） 給食費の無償化についてでございますけれども、必要な視点の一つかなというふうには思っております。たくさん今、学校教育について応援をいただいているなということで、私としては非常にありがたいというふうには思っておりますが、一方で、次年度に向けて数々の子育て支援対策を町として打ち出しているといったような中で、現在は給食費の無償化といったものについては、ちょっと検討はしかねるといったようなところでございます。

今後の状況につきましては、例えば財政がすばらしく増えるといったような中では考えられないこともないかもしれませんが、当面、今の支援対策を継続していくといったようなことをご理解をいただければというふうに思っております。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 憲法にも保障されていることなので、ぜひ今後に向けて考えていただきたいと思います。誰もが安心して食べられる学校給食の無償、これがあってこそ子どもの権利が満たされる、そう私は考えています。

前半のほうで言いましたが、給食の支援、この仕方は各自治体によって様々な方法が行われています。今私は、全体の無償化を上げていきましたけれども、その支援の仕方はいろいろあります。北海道の平均年収、全国的に見ると47都道府県の30位。その北海道の中でも洞爺湖町の年収は下から数えたほうが早いというほど低い。

この洞爺湖町ベースで出される生活保護基準、そしてそこから1.1倍で出される就学援助の基準、この基準はとても低くて、生活保護やこういった就学援助からでは到底救いきれない世帯が、先ほど言った条件もあり、数多くあふれていると考えられます。就学援助を受けられる基準が、今生活保護世帯の1.3倍以下、こういった考え方が随分増えてきています。当町においては、これが1.1倍という基準であり、対象者が非常に少ないものとなっています。

多くの親は、自分たちの必需品、欲しいもの、そういったものを削ってでも子どもには心配かけないよう、ほかの子と差がつかないようにと気を遣います。安心して充実した食を与えられる環境を整えることは、社会の責任です。本来なら国が行うべきです。しかし、国が行わなければ自治体が行うしかありません。

給食費の全額が無理というのであれば、ほかの自治体でも行っているように、多子世帯の支援、第2子、第3子、または高校進学に向けてお金がかかる中学3年生、そういった3年生に向けての無償、こういった少しでも教育費を軽減する方向で学校給食費の一部でも補助

することはできないでしょうか。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） 給食費の一部補助、また多子世帯への助成というような質問かと思えます。令和5年度につきましては、給食費に一定額の補助を行い、保護者の負担を押さえる対策は取るということでございますが、これを継続するかどうかは、先ほども繰り返しているとおり、未定でありますというようなことでございます。

また、多子世帯への給食費の無償化でございますが、就学援助の対象にならない方への支援という形にすると、やはり子育て支援の観点になるかと思えます。先ほど来、町長、教育長のほうから答弁あるとおり、新年度より中学生への制服費用の助成、高校生の通学費の助成の拡大、保育料の無償化など多くの支援を行う予定としておりますので、現段階においては、これ以上の支援を予定していないというところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 食品、生活必需品、今もなお次々と値上げがされています。この値上げは、世界情勢が落ち着いたとしても、すぐに値下げに転じるとは思えません。物価高騰に勝る賃金も、全て人に保障されているわけでもありません。こういったことも解消されずに、物価高騰で生活は非常に逼迫しています。本当に低所得層が多い、この洞爺湖町です。少しでも軽減する方向で検討が必要です。

最後に、来年度令和6年度、こういったすぐに高騰が下がるとも思えない、そういった面からいっても、どうか値上げする方向には行かないように、これを約束していただけないでしょうか。町長、お願いします。

○議長（大西 智君） 今野議員、今の質問も、先ほどの答弁の中に含まれていると思うのですよ。再度、質問を行うということは、なかなか答弁をしっかり理解していないのかなという気はするのですけれども。

○8番（今野幸子君） いや、聞きました。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 先ほども聞きましたけれども、本当に今逼迫している状況なのでもう一度お願いしている、こういう気持ちです。

○議長（大西 智君） 簡潔に。

渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） 先ほどもご答弁申し上げましたが、令和6年度以降につきましては、現在のところ全く白紙、未定といったことでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 次に行きます。

今年1月、2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、ゼロカーボンシティ宣言が

行われたことは大変嬉しく思います。あとは、これをどれだけ実行し、どれだけ進められるかにかかってくると思います。前回もお聞きしましたが、この排出量、できましたら2018年からの推移を教えてください。

○議長（大西 智君） 仙波環境課長。

○環境課長（仙波貴樹君） ただいまの質問でございます。

昨年の3月会議におきまして、地球温暖化実行計画事務事業編の公共施設における2020（令和2）年度の電気使用量やガソリン、軽油、灯油、重油の使用量をまとめ、それぞれの燃料使用量に係数を乗じて算出した二酸化炭素排出量をお答えしたところです。

2021年度の二酸化炭素排出量につきましては3,624トンCO<sub>2</sub>で、昨年度と比較して5.2%の減となっております。

また、ご質問の2018年度からのCO<sub>2</sub>の排出量の推移を申し上げますと、2018年度で4,418トン、2019年度では3,968トン、2020年度では3,824トン、2021年度で3,624トンとなっております。2018年度と2021年度を比較しますと約18%減少しております。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 今言われた排出量ですが、これは本当に公共的な施設におけるもので限定されています。ゼロカーボンシティ宣言をしたからには、これを大々的にそれに向けて計画し、そして実行が必要となります。

公的施設の節電や、今言われた燃料、そういったものだけでは到底分かり切るものではありません。これでだんだんだんだん減ってきたというふうに捉えることはできないと思います。執行方針にもあるように、町民一人一人が今まで以上に地球環境に強い危機感を持って、町民、事業者、そして行政が一体となって進めることがとても大切なことと考えます。

2050年のカーボンニュートラルがありますが、2030年の目標は国の目標を下回るようであれば、達成は難しくなってきます。前回聞いたものでは、2030年の目標は国よりも低くなっています。また、排出量は測定方法によっても大きく変化します。

例えば今、新興国と言われる国、そしてCO<sub>2</sub>の排出量が増加になってきています。そして、先進国と言われる国々が減少傾向にあると言われていています。それは、先進国がコストの低い国々へ行って、そこで起業し、そして生産する。そういったことが随分多く行われるため、移転先の国々が排出量を計算しているわけです、自国の排出量として。こういったこともあり、生産に関しての排出量、それから消費をもつての排出量、そういった考えの計算でも違ってきます。

このようなことは、胆振管内の広域事業など、こういった生産ベース、そして消費ベースの計算によっても変化は出てくると思います。その計算される対象がより広くなければなりません。

日本の火力発電所についても、訴訟が行われているところがあります。気候変動の被害、そして現実の重大さに切迫した人権侵害である国民を守るための政府に、ごめんなさい……。

訴訟が行われているその判決です。その判決には、国民を守るために政府が2020年度の削減目標を2015年度比の20%から25%に引き上げるように命じたという、これは外国のものなのですが、これをきっかけに政治や行政で確かに裁量権はあるのですが、世界でコンセンサス合意された水準での削減は、法的義務を持つ。このような最高裁での判決だったのです。

だから今、洞爺湖町で減っていますというだけでは駄目なのです。世界で決めた基準、それを守っていく、これが大切だということなのです。これが守られるべきだという判決が行われ、次々といろいろな国でそれに沿って削減に動き出しています。

経済事務調査報告書にもありましたが、ゼロカーボンに対応した住宅リフォーム等の取組、こういった制度の利用も基準の緩和などによって、より多くの人々が利用しやすい積極的な支援、助成を行って、洞爺湖町もやっていくべきではないかと。町も町民も事業者も含めてやる。その中に、住宅リフォームの基準を緩和して使える対象を広くする。そういった方法をもってCO<sub>2</sub>削減に対しての施策を行うべきではないかと。

例えば施策として街路灯のLED化を進めるとありました。でも、これだけでは足りません。そういった方法を取って、もっともっと公的施設のLED化はもちろん、改修や新築などに関係なく進めていくことが必要ではないか。住民のそういったLED化はもちろん、省エネ、CO<sub>2</sub>削減に対しての支援策も含め広げていくべきではないでしょうか。

○議長（大西 智君） 仙波環境課長。

○環境課長（仙波貴樹君） ただいまの質問でございます。今の質問を要約しますと、LED化とそれに係る町民のLED化への支援を広めるべきではないかというご質問であったというふうに認識しております。

従来の蛍光灯をLEDに交換することで電気使用料が3分の1ぐらいに減少しまして、その寿命についても3倍から4倍になるというふうに言われております。

議員からのご指摘のとおり、LED化することによって電気料の削減は見込まれるところでありますが、公共施設の照明器具については、家庭用の照明器具とは違いまして、蛍光灯から単にLEDに交換するだけではなく、安定器の撤去など工事が伴い多額の費用が発生します。そういった中で、先ほど議員からもお話があったのですが、洞爺湖温泉地区の街路灯を中心にLED化を進め、また自治会で管理しておられる防犯灯のLED化への支援も進めているところでございます。

町民のLED化にも支援を広げるべきではというご質問でございます。私は環境課でございますので、住宅リフォームはあれなのですが、環境課の立場でまずはお答えさせていただきます。家庭用のLED化については、従来から一般家庭にある吊下げ式照明器具が使われている家庭も多いかと思いますが、丸形の蛍光管については、グロー式に対応した丸形のLEDに換えるだけで工事や照明器具を変えることなく安価にLED化を図ることができます。また、近頃はLEDの照明器具も数千円で販売されていることから、照明器具ごと交換して、LED化を図ることは電気料の削減や従来の蛍光灯よりも寿命が長くなることから、非常に経済的であるというふうに考えておりますので、こういったことも含めて、各家庭での単に

LED化に特化した支援は現在のところ考えていないところです。

以上です。

○議長（大西 智君） 原産業振興課長。

○産業振興課長（原 信也君） 私、産業振興課のほうからは、商工会が実施しております住宅等のリフォーム、住環境整備支援事業の関係について答弁させていただきます。

こちらのほうは、令和5年度事業につきましては、本年2月27日に商工会で設置しております地域産業振興委員会というところで協議させていただきまして、新年度、LED化等に関しては実施する対象として加えるということで協議が整ってございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員、通告されている質問用紙をまとめて、その中でしっかりと質問していただければと思います。

今野議員。

○8番（今野幸子君） LED化だけでなく、そういったほかのものもできれば緩和して進めていってほしいなと思います。

次、ちょっと時間がないので急ぎますけれども、気候変動について学習していくために、何とかしなくてはと思うのですが、気をつけるとしたら、着るものを増やす、そして暖房を弱めて節電して、そういった簡単なことしかちょっと実行できていないのですが、具体的に、こういうことをすればこういうものが、こういうことをすればこれだけのCO<sub>2</sub>が削減されるよ、これをこれだけやればこれだけ削減されますよと、何か具体的なそういった案を各家庭にも企業にも分かりやすいような、数字で見えるような、そういった提案があれば、もっと町民も企業もやりやすいのではないかと思います。

もうこれは、できるかできないかではなく、やらなければならないこととして、早く町民全員が実行しなければならない。前回も私言いましたが、町民全体が学習できる、そういう場をつくってほしい、そういうことを一般質問で言いました。具体的にいつ頃それができますか。一日も早く町民全体としての取組になることを考えていきたいと思いますので、具体的なそういう提案、それから学習をいつやるのか、そういった指示も分かればありがたいと思います。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 私のほうからは、ロードマップ的なもので若干お話しさせていただきたいと思います。あとで担当課のほうから話がありますが。

まずは、本年1月に議会のご理解もいただきながら、2050年を目途に、二酸化炭素排出実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言を行わせていただきました。本当にありがとうございます。

また、2008年北海道洞爺湖サミットを開催した町として、先般、行政報告にもありましたように、G7ゼロカーボンミーティング in 洞爺湖を開催させていただいたところでございます。未来に向けたゼロカーボンの可能性と題して、国、道、経済会の皆さんが多く集まり

ました。また、当町の職員も今後のゼロカーボン推進に向け、大変強い人脈を築くことができたところでございます。

このゼロカーボンシティ宣言をすることによりまして、これから再エネ導入項目も含め、策定に係る取組の中で学習会等も開催し、地域と暮らしのゼロカーボン勉強会、あるいは北海道のゼロカーボン推進局との連携も一層深めていきながら、洞爺湖町を舞台に大人も子どももみんなで学ぶ勉強会が開催できれば、まさしく持続可能な暮らしや産業の在り方を学ぶことができるかと思えます。

そういった点で、宣言を1月に行ったばかりですので、その後、策定等のロードマップもございますので、その中で学習会等も含めていきたいと思えます。詳細については、担当のほうからも答弁させます。

○議長（大西 智君） 仙波環境課長。

○環境課長（仙波貴樹君） 私のほうからは、詳細といたしますか、現在取り組んでいることを少しご紹介させていただきます。

環境課では、今年度に入りまして、ご家庭でできる省エネの取組ですとか、二酸化炭素排出削減に係るお知らせを「環境通信」といたしまして、今年度これまで3回ほど発行してございます。その内容では、電気から出る二酸化炭素はどれぐらいだというようなことを記載している内容ですとか、また、持続可能な未来を支える再生可能エネルギーとして太陽光パネルですとか、またコラム的な記事では、ハイブリット車の導入について、普通のガソリン自動車とハイブリットの車を金額的に比較したものを、こういった環境通信を通して町民の方々に啓発しているところです。

先ほど町長からの答弁もありましたように、令和5年度におきましては、再エネ導入目標の策定に係る取組の中で、学習会等を開催していきたいというふうに考えているところです。以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） もしよろしければ、学習会、いつ頃までにまずは1回目ができるのか、もし分かりましたら。短く。

○議長（大西 智君） 仙波環境課長。

○環境課長（仙波貴樹君） 再エネ導入目標の計画の事業期間が、現在の予定ですと8月から来年3月ぐらいの予定をしております。その中での実施というような、具体的に何月とは言えないのですが、そういった形で考えてございますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 次に行きます。

前回の一般質問でも伺いましたが、洞爺湖町の保育所の統合に係る問題です。

働く現場の保育所の意見を取り入れてほしいとの声から、地域別教育懇談の中であったと

言われた、取り入れてほしいという声があったということをお聞きしましたが、多分大勢ではなかったと思います、多分1人かな。

何度も言うようですが、保育所は本町と入江が統合し、単独で建設されることに決まった。これは保護者や保育所関係者、地域の方々が話し合っただけで決まったことです。地域住民は、教育懇談から何か複合されるものを要請されたとしても、単にこれを、はい、そうですかと変えてはいけないものではないか。また、地域住民は、この複合された施設になったことも分かりません。ですから、その中で質問も出るわけがありません。それから、そこに入っている地域住民、5区の地域集会所にもなっている包括センターとして使われている、またほのぼのの食堂としても使われている、学童保育としても使われている、こういった人たちの今後のことはどのように決まったのか。

そして、何も住民に説明なく決まったことが変えられる。これが今後まかり通るようになると、どんな話し合いも無駄になってしまいます。どうせ話しても簡単に変わってしまうとなれば、これは意味がなくなります。せっかく今、教育懇談も次から次やっていたいていすけれども、そういったことも意味をなさなくなってしまう。

懇談に来た人の発言を聞くだけの懇談会ではなく、本当に説明会。なぜそういうふうになったのか。なぜこういう統合をつくり出したのか。つくり出したというか、施設はこういうふうになりますよ。私も、今まだ、どういったものと複合されるのか具体的には分かりませんが、そういった内容、そういったものを説明してもらいたい。それはいつ頃行われますか。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） 地域別教育懇談会は、本町保育所と入江の統合複合化に関する説明の場として開催してございません。その中でそういう現場の声もというような声はありましたけれども、複合化の必要性については、全町的に公共施設の老朽化が進む中、施設を建設する際には、単体として建設するより、類似した機能を1か所に集中することでいい効果が得られるのではないかとというような協議の中で複合化という形で出てきたものでございます。

その説明会につきましては、総務常任委員会のほうでもご説明いたしました。3月下旬、一応今は22日を予定しておりますけれども、町民と地域交流センターを利用している団体への説明会を開催することを予定しております。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） すみません、今、この3月22日の説明会というのは、今使っている人たちへの説明ですか。私が今言っているのは、町民に対しての説明会をいつやるかということなのです。それと、もちろん使っている人に対してもそうです。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） 町民と地域交流センターを利用している団体への説明会という形

で考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 周知の仕方は本当に丁寧に、現場にも足を運んでちゃんと説明して、来ていただけるような。そして今、5区の人ですか使っているのは。あと、ほのぼのの食堂ですね。そういった人たちにも単に広報や何かでただ渡すとか、ちょっとこうするのではなく、きちっと丁寧に説明しますのでということで、周知の仕方を考えていただきたいと思います。もちろん町民に対してもですけども。

本当に今回のように決められた形が単なる報告にならないように、前回の繰り返しにはなりませんけれども、町民に納得できるような説明、しかも不信感を持たれないように対応することが必要だと思います。丁寧な、単なる報告にならないような説明会であってほしいと思いますけれども、最後にこのことをお聞きします。

○議長（大西 智君） 渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） ただいま管理課長のほうから申し上げましたが、3月22日に予定してございます。町民の方々、またさわやか別館のほうをご利用されている方々に、まずきちっと説明をいたしまして、中身としましては、決まったことではなく、あくまでも町民や利用者の方々に意見をいただくためのたたき台ということでございます。

4月以降の基本設計、先ほど行政方針の中でも申し上げましたとおり、その中で広く町民の皆様からいろいろな意見をいただき、近隣の保育施設を視察したりしながら意見を取り入れて、必要に応じて修正もしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 分かりました。本当に、たたき台としてということですね。丁寧な説明よろしくをお願いします。

私の一般質問を終わります。

○議長（大西 智君） これで、8番、今野議員の質問を終わります。

本日の一般質問は、これで終了いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 4時52分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員